

# 不正競争防止法要論(下)

独占禁止法・景品表示法編

大阪工業大学大学院 知的財産研究科

教授 大塚 理彦

講義：令和8年4月11日～令和8年5月30日

第一版：平成31年4月8日

第二版：令和2年4月6日

第三版：令和3年4月12日

第四版：令和4年4月11日

第五版：令和5年4月10日

第六版：令和6年4月8日

第七版：令和7年4月12日

第八版：令和8年4月11日

## はしがき

大阪工業大学情報科学部における講義である「知的財産法入門」のテキスト〔第五版〕と同知的財産学部における講義である「工業デザインと知的財産」のテキスト〔第四版〕を基に、知的財産研究科1年次における「不正競争防止法要論」の講義を念頭において作成した。なお、作成においては、茶園成樹編『不正競争防止法』(有斐閣・2015年)を参考にした。

平成31年4月8日  
大阪工業大学大学院 知的財産研究科  
教授 大塚 理彦

## 第二版はしがき

平成30年改正に対応した。なお、作成においては、茶園成樹編『不正競争防止法 第2版』(有斐閣・2019年)を参考にした。

令和2年4月6日  
大阪工業大学大学院 知的財産研究科  
教授 大塚 理彦

## 第三版はしがき

用語の統一を行った。また、理解の促進を図るため、一部裁判例と説明を追加した。また、頁数が増加したため不正競争防止法に係る部分を上とし、独占禁止法及び景品表示法に係る部分を下とする二分冊とした。

令和3年4月12日  
大阪工業大学大学院 知的財産研究科  
教授 大塚 理彦

## 第四版はしがき

営業秘密と限定提供データに係る記載他における用語の統一を行った。また、理解の促進を図るため、一部説明を追加した。

令和4年4月11日  
大阪工業大学大学院 知的財産研究科  
教授 大塚 理彦

## 第五版はしがき

理解の促進を図るため、一部説明と最新の裁判例を追加した。

令和 5 年 4 月 10 日  
大阪工業大学大学院 知的財産研究科  
教授 大塚 理彦

## 第六版はしがき

令和 5 年不正競争防止法改正、景品表示法改正に対応した。

令和 6 年 4 月 8 日  
大阪工業大学大学院 知的財産研究科  
教授 大塚 理彦

## 第七版はしがき

理解の促進を図るため、一部説明と最新の裁判例を追加した。

令和 7 年 4 月 12 日  
大阪工業大学大学院 知的財産研究科  
教授 大塚 理彦

## 第八版はしがき

理解の促進を図るため、一部説明と最新の裁判例を追加した。刑事罰における懲役を拘禁刑へ変更した。独占禁止法、景品表示法について裁判例、審決例を追加した。下請法の改正による取適法に対応した。

令和 8 年 4 月 11 日  
大阪工業大学大学院 知的財産研究科  
教授 大塚 理彦

## 目次

はしがき .....	i
第二版はしがき .....	i
第三版はしがき .....	i
第四版はしがき .....	i
第五版はしがき .....	ii
第六版はしがき .....	ii
第七版はしがき .....	ii
第八版はしがき .....	ii
目次 .....	iii
7. 独占禁止法 .....	1
7-1. 総論 .....	1
7-1-1. 概説 .....	1
7-1-2. 規制対象 .....	2
7-1-3. 規制方法 .....	4
7-1-4. 知的財産権との関係 .....	8
7-2. 私的独占 .....	11
7-2-1. 概説 .....	11
7-2-2. 要件 .....	12
7-3. 不当な取引制限 .....	16
7-3-1. 概説 .....	16
7-3-2. 要件 .....	17
7-4. 不公正な取引方法 .....	20
7-4-1. 概説 .....	20
7-4-2. 公正競争阻害性 .....	21
7-4-3. 規制対象 .....	22
7-5. 景品表示法 .....	37
7-5-1. 概説 .....	37
7-5-2. 優良誤認 .....	39
7-5-3. 有利誤認 .....	43
7-5-4. その他誤認表示 .....	46
7-5-5. 不正競争防止法との関係 .....	47

## 7. 独占禁止法

### 7-1. 総論

#### 7-1-1. 概説

不正競争防止法と独占禁止法の目的はよく似ている。

独占禁止法<sup>1</sup>：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

不正競争防止法 1 条（目的）

この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

独占禁止法 1 条

この法律は、①私的独占、②不当な取引制限及び③不正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

独占禁止法による規制の対象とされるのは、主として事業者である。この点も不正競争防止法とよく似ている。

事業者：商業、工業、金融業その他の事業を行う者(独禁 2 条 1 項)  
国や地方公共団体(公営事業)も含む<sup>2</sup>。

最判平成元年 12 月 14 日民集 43 卷 12 号 2078 頁〔都営芝浦と畜場事件〕  
独占禁止法二条一項は、事業者とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいうと規定しており、この事業はなんらかの経済的利益の供給に対応し反対給付を反覆継続して受ける経済活動を指し、その主体の法的性格は問うところではないから、地方公共団体も、同法の適用除外規定がない以上、かかる経済活動の主体たる関係において事業者に当たると解すべきである。

地方公  
共団体

<sup>1</sup> 知財担当者として知っておくべき法律の一つである。独占禁止法上問題があるのではないかということに気づくことができる嗅覚が必要である。景品表示法も同様である。なお、製造業の場合は製造物責任法(PL法)、IT企業の場合はプロバイダ責任制限法(現情報流通プラットフォーム対処法)、農業関係の場合は種苗法も理解しておくべきである。

<sup>2</sup> 不正競争防止法も同様であるが、国や地方公共団体が不正競争行為を行ったという事例はない。

大阪高判平成6年10月14日判時1548号63頁〔お年玉付年賀葉書事件〕<sup>3</sup> 需要者の立場からみて、料額印面付きの郵便葉書とこれのつかない郵便葉書との間に質的な違いがあるわけではなく、両者は同種の商品というべきであるから、料額印面付きの郵便葉書は郵政大臣のみがこれを発行し、私製することが許されないからといって、**被控訴人国が郵便葉書自体の発行・販売の事業者でなくなり、郵便葉書の製造・販売の事業者である控訴人らと競争関係に立たなくなるものということとはできない。**  
 そうすると、本件年賀葉書等の発行、販売についても独占禁止法の適用があるものといわなければならない。

国

なお、医師等の自由業者も事業者であるとされる<sup>4</sup>。

## 7-1-2. 規制対象

### 規制対象 独占禁止法の三本柱<sup>5</sup>

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| ①私的独占     | 行為要件＋効果要件(競争制限性)   |
| ②不当な取引制限  | 行為要件＋効果要件(競争制限性)   |
| ③不公正な取引方法 | 行為要件＋効果要件(公正競争阻害性) |

#### ①私的独占(競争制限性) 弱い者いじめ

事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配する<sup>6</sup>ことにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう(独禁2条5項)。

#### ②不当な取引制限(競争制限性) 価格カルテル、入札談合等のいわゆる裏取引

事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう(独禁2条6項)。

私的独占、不当な取引制限のいずれも「ことにより」までを行為要件と呼び、「ことにより」から後を効果要件<sup>7</sup>とよぶ。通常の法適用は要件効果論に従い「要件→効果」となるが、これに対して独占禁止法は「行為要件＋効果要件→効果」となる。

<sup>3</sup> 郵政民営化前の事件である。

<sup>4</sup> 茶園成樹編『不正競争防止法』(有斐閣・2015年)192頁。

<sup>5</sup> 私的独占と不公正な取引方法は、ほとんど重複している。米国の二つの法律をそのまま日本の一つの法律にしたからである。違いは、優越的地位の乱用が不公正な取引方法にしかない点のみである。社会的影響の大きい違反行為は私的独占を適用し、小さい違反行為は不公正な取引方法を適用するといえるかもしれない。

<sup>6</sup> 排除型の私的独占と支配型の私的独占に分けられるが多く事例は排除型である。

<sup>7</sup> 不正競争防止法における周知表示混同惹起行為(不正競争2条1項1号)及び原産地等誤認惹起行為(同20号)も効果要件を有するが、混同のおそれ及び誤認のおそれでもって足りる。

## ③不公正な取引方法(公正競争阻害性) いろいろなずるいこと

表 1 不公正な取引方法(独禁 2 条 9 項)

号	規定内容(1)	規定内容(2)
1 号	イ 取引拒絶 ロ	供給拒絶、数量・内容制限(する)
		供給拒絶、数量・内容制限(させる)
2 号	差別対価	差別対価による継続的供給
3 号	不当廉売	不当廉価による継続的供給
4 号	イ 拘束条件付 取引 ロ	再販売価格の拘束
		再販売価格の拘束(二次的) 相手方の購入先を拘束
5 号	イ 優越的地位 の濫用 ロ ハ	取引外商品・役務の販売
		経済上の利益の提供
		取引の相手方に対する不利益行為
6 号	イ 公正競争 阻害 (公正取引 委員会指定) ロ ハ ニ ホ ヘ	差別取扱
		不当対価
		不当顧客誘引
		不当拘束条件付取引
		不当取引
		取引妨害

表 2 不公正な取引方法(一般指定)(公正取引委員会告示)<sup>8</sup>

項	規定内容	類型
①	共同の取引拒絶	差別取扱 (独禁 2 条 9 項 6 号イ)
②	その他の取引拒絶	
③	差別対価(独禁 2 条 9 項 2 号のほか)	
④	取引条件等の差別取扱い	
⑤	事業者団体における差別取扱い等	
⑥	不当廉売(独禁 2 条 9 項 3 号のほか)	不当対価
⑦	不当高価購入	(独禁 2 条 9 項 6 号ロ)
⑧	ぎまんの顧客誘引	不当顧客誘引 (独禁 2 条 9 項 6 号ハ)
⑨	不当な利益による顧客誘引	
⑩	抱き合わせ販売等	
⑪	排他条件付取引	不当拘束条件付取引 (独禁 2 条 9 項 6 号ニ)
⑫	拘束条件付取引 (独禁 2 条 9 項 4 号のほか)	
⑬	取引の相手方の役員選任への不当干渉	不当取引(独禁 2 条 9 項 6 号ホ)
⑭	競争者に対する取引妨害	取引妨害(独禁 2 条 9 項 6 号ヘ)

<sup>8</sup> 不公正な取引方法(昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号)。  
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/fukousei.html>

項	規定内容	類型
⑮	競争会社に対する内部干渉	取引妨害(独禁2条9項6号へ)

他に、

「事業者団体」に関する規制(独禁8条～8条の3)

「株式の保有、役員兼任、合併<sup>9</sup>、分割、株式移転及び事業の譲受け」  
に関する規制(独禁9条～18条)

公取委審判審決平成13年8月1日判タ1072号267頁〔SCE事件〕<sup>10</sup>  
 独占禁止法第23条第4項の規定により再販売価格維持行為が適用除外とされる「著作物」の範囲は、独占禁止法の目的及び再販売価格維持行為を適用除外とした趣旨に照らして考えるべきものであり、著作権法上の「著作物」の範囲と同一のものと解さなければならないとする理由はない。再販売価格維持行為は、原則として不公正な取引方法に該当し、独占禁止法に違反するものであることから、同項の適用除外規定は、その目的・経緯を考慮して限定的に解すべきである。

ゲームソフトの再販売価格の拘束(独禁2条9項4号)に係る審決例である。なお、再販売価格の拘束に係る適用除外規定である独占禁止法23条4項は、書籍、雑誌、新聞及びレコード盤の定価販売の慣行を追認する趣旨で導入されたものとされており、レコード盤に準ずるものとして音楽用テープ及び音楽用CDが挙げられている。ゲームソフトは適用除外の対象とならない。

### 7-1-3. 規制方法

#### (a)概説

行政規制：公正取引委員会<sup>11</sup>(独禁27条～76条) 排除措置命令及び課徴金納付命令

刑事制裁：刑事罰(独禁89条～118条) 公正取引委員会による専属告発制度

民事救済：差止請求(独禁24条)<sup>12</sup> 不公正な取引方法による著しい損害の場合のみ  
損害賠償(独禁25条・26条) 排除措置命令の確定後

<sup>9</sup> M&A後の市場占有率等が問題になる。

<sup>10</sup> 平成25年改正により審判制度は廃止された。現在は裁判所において争うこととなる。

<sup>11</sup> 参考図書として新川帆立『競争の番人』(講談社・2022年)、新川帆立『競争の番人 内偵の王子』(講談社・2022年)。

<sup>12</sup> 一般論ではあるが被告に対する作為請求も認められるとする裁判例として東京地判平成26年6月19日判時2232号102頁〔ソフトバンク対NTT東西事件〕。なお、「独禁法一九条に違反した契約の私法上の効力については、その契約が公序良俗に反するとされるような場合は格別として、上告人のいうように同条が強行法規であるからとの理由で直ちに無効であると解すべきではない。」とする判例がある。最判昭和52年6月20日民集31巻4号449頁〔岐阜商工信用組合事件〕。

## (b)行政規制

## ①排除措置命令

公正取引委員会は、独占禁止法違反の疑いがある事件を審査し、違反行為があるときは排除措置命令を発することができる(独禁 7 条・61 条)<sup>13</sup>。これに対して、疑いの理由となつた行為を排除するために必要な措置に関する排除措置計画を提出して、その認定を申請することができる(独禁 48 条の 3)<sup>14</sup>。なお、緊急の場合は、東京地方裁判所に対して緊急停止命令の申立てをすることができる(独禁 70 条の 4)。排除措置命令・緊急停止命令に不服のある者は、東京地方裁判所に対して命令の取消しを求める訴えを提起することができる(独禁 85 条)<sup>15</sup>。

## ②課徴金納付命令

公正取引委員会は、独占禁止法の違反行為を行った者に対して、違反行為に係る売上高に基づいて算定される課徴金を国庫に納付するように命じることができる(独禁 7 条の 2・8 条の 3・20 条の 2～7)。

最判平成 17 年 9 月 13 日民集 59 卷 7 号 1950 頁〔機械保険連盟料率カルテル事件〕

独禁法の定める課徴金の制度は、昭和 52 年法律第 63 号による独禁法改正において、カルテルの摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、**カルテルの予防効果を強化**することを目的として、既存の刑事罰の定め(独禁法 89 条)やカルテルによる損害を回復するための損害賠償制度(独禁法 25 条)に加えて設けられたものであり、カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置として機動的に発動できるようにしたものである。また、**課徴金の額の算定方式は、実行期間のカルテル対象商品又は役務の売上額に一定率を乗ずる方式**を採っているが、これは、課徴金制度が行政上の措置であるため、算定基準も明確なものであることが望ましく、また、制度の積極的かつ効率的な運営により抑止効果を確保するためには算定が容易であることが必要であるからであって、個々の事案ごとに経済的利益を算定することは適切ではないとして、そのような算定方式が採用され、維持されているものと解される。そうすると、**課徴金の額はカルテルによって実際に得られた不当な利得の額と一致しなければならないものではない**というべきである。

不当な取引制限に係る課徴金<sup>16</sup>

違法行為の期間(最大 10 年)における商品又は役務の売上額の 10%(独禁 7 条の 2 第 1 項)が課される。ただし、中小企業の場合は 4%(同 2 項)。なお、1.5 倍の割増算定率

<sup>13</sup> 違反行為がなくなっている場合においても、必要があると認めるときは周知措置その他必要な措置を命ずることができる。ただし、違反行為が亡くなってから 7 年の除斥期間が規定されている(独禁 7 条 2 項)。

<sup>14</sup> いわゆる確約手続。

<sup>15</sup> 平成 25 年改正前は、排除措置命令に不服のある者は公正取引委員会に対して審判を請求し、審決に不服のある場合は東京高等裁判所に対して審決取消の訴えを提起することとされていた。

<sup>16</sup> 「課徴金、最高の 500 億円超 舗装材カルテル 8 社に 道路舗装用のアスファルト合材の価格カルテル疑惑で、公正取引委員会が道路舗装 8 社に独占禁止法違反(不当な取引制限)で 500 億円超の課徴金納付を明示す方針を固めたことが 6 日、分かった。事件ごとの課徴金総額としては過去最高額を更新する見通し。公取委は処分案を各社に通知し、主張を聴いた上で正式に命令するもようだ。」2019 年 3 月 6 日・日本経済新聞。

が適用される場合がある(独禁7条の3)。

課徴金減免制度(リニエンシー制度)(独禁7条の2第10項～第27項)

事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合に課徴金が減免される制度である。調査開始日以後、違反行為をしていない者が対象となる(独禁7条の4第1項2号)。

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率	協力度合いに応じた減算率
前	1位	全額免除	+最大40%
	2位	20%	
	3～5位	10%	
	6位以下	5%	
後	最大3社(注)	10%	+最大20%
	上記以下	5%	

図1 申請順位と減免率<sup>17</sup>

公取委排除措置命令・課徴金納付命令令和5年3月30日審決集69巻38頁・83頁〔九州電力事件〕<sup>18</sup>  
九州電力株式会社、九電みらいエナジー株式会社及び関西電力株式会社が、互いに、相手方の供給区域において同日以降順次実施される官公庁入札等で安値による電気料金の提示を制限することを合意していた。(TKC)  
・関西電力株式会社は課徴金減免制度(リニエンシー制度)の適用を受けた。

### ③ 確約手続

公正取引委員会による調査に対して、事業者が自主的に被疑行為の改善計画を提出し、公正取引委員会がこれを確約計画として認定した場合、排除措置命令は発せられない。ただし、課徴金納付命令は発せられる場合がある。これにより被疑行為の迅速な改善を図る。

#### (c) 刑事制裁

刑事罰が科される。両罰規定もおかれている(独禁95条)。なお、公正取引委員会が告発しなければ起訴はされない(独禁96条)。これを公正取引委員会による専属告発制度という。

<sup>17</sup> 公正取引委員会「独占禁止法の一部改正法(概要)～課徴金減免制度の見直し～」2019年6月。

[https://www.jftc.go.jp/dk/kaisei/r1kaisei/index\\_files/r1gaiyou.pdf](https://www.jftc.go.jp/dk/kaisei/r1kaisei/index_files/r1gaiyou.pdf)

特定アルミ缶の製造販売業者に対する件(令和元年(納)第14号・第16号)では、申請順位1位の大和製缶が行政処分を免れた。

<sup>18</sup> 関西電力株式会社は中部電力株式会社、中国電力株式会社ともそれぞれ同様の合意を行っていたが、いずれの事案においても課徴金減免制度(リニエンシー制度)の適用を受けた。

なお、裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、違反行為に供せられた特許権の特許又は特許発明の専用実施権若しくは通常実施権は取り消されるべき旨等の宣告をすることができる(独禁 100 条 1 項)。特許庁長官は、その特許権の特許又は特許発明の専用実施権若しくは通常実施権を取り消さなければならない(独禁 100 条 3 項)。なお、通常実施権は登録されたものに限られるであろう。

#### (d)民事救済

##### ①損害賠償

私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法等を行った事業者等は、被害者に対して損害賠償の責任を負う(独禁 25 条 1 項)。故意又は過失がなかったことを証明しても、この責任を免れることはできない(独禁 25 条 2 項)。これを無過失損害賠償責任という。なお、損害賠償の請求は、排除措置命令が確定した後でなければ、裁判上主張することができない(独禁 26 条 1 項)。損害賠償の請求の訴えは、東京地方裁判所に対してしなければならない(独禁 85 条の 2)。

もともと、排除措置命令の確定に関わらず、民法 709 条に基づく損害賠償の請求は可能であると解されている<sup>19</sup>。この場合には、故意又は過失の立証が必要となる。

##### ②差止請求

独占禁止法の違反行為によってその利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、これにより著しい損害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その利益を侵害する事業者若しくは事業者団体又は侵害するおそれがある事業者若しくは事業者団体に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる(独禁 24 条)。ここでの違反行為は不公正な取引方法に係るものに限定される<sup>20</sup>。

なお「著しい損害」と規定されているのは、損害賠償の請求よりも高度な違法性を要する趣旨であると解されている。知的財産権の侵害よりも厳しい要件である。

大阪高判平成 17 年 7 月 5 日平成 16 年(ネ)第 2179 号〔関西国際空港新聞販売事件〕  
ここにいう著しい損害とは、いかなる場合をいうかについて検討するにそもそも、独禁法によって保護される個々の事業者又は消費者の法益は、人格権、物権、知的財産権のように絶対権としての保護を受ける法益ではない。また、不正競争防止法所定の行為のように、行為類型が具体的ではなく、より包括的な行為要件の定め方がされており、公正競争阻害性という幅のある要件も存在する。すなわち、幅広い行為が独禁法 19 条<sup>21</sup>に違反する行為として取り上げられる可能性があることから、独禁法 24 条は、そのうち差止めを認める必要がある行為を限定して取り出すために、「著しい損害を生じ又は生ずるおそれがあるとき」の要件を定めたものとも解される。

<sup>19</sup> 最判昭和 43 年 11 月 16 日民集 26 卷 9 号 1573 頁〔エビス食品企業組合事件〕、最判平成元年 12 月 8 日民集 43 卷 11 号 1259 頁〔鶴岡灯油事件〕。

<sup>20</sup> それ以外は、公正取引委員会が排除措置命令を発することとなる。

<sup>21</sup> 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

東京高判平成 19 年 11 月 28 日判時 2034 号 34 頁 [ゆうパック事件]  
 独占禁止法 24 条にいう「著しい損害」の要件は、一般に差止請求を認容するには損害賠償請求を認容する場合よりも高度の違法性を要するとされていることを踏まえつつ、不正競争防止法等他の法律に基づく差止請求権との均衡や過度に厳格な要件を課した場合は差止請求の制度の利用価値が減殺されることにも留意しつつ定められたものであって、例えば、当該事業者が市場から排除されるおそれがある場合や新規参入が阻止されている場合等独占禁止法違反行為によって回復し難い損害が生ずる場合や、金銭賠償では救済として不十分な場合等がこの要件に該当するものと解される。

#### 7-1-4. 知的財産権との関係

独占禁止法 21 条  
 この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。

「独占禁止法第 21 条は、『この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。』と規定している。したがって、技術の利用に係る制限行為のうち、そもそも権利の行使とはみられない行為には独占禁止法が適用される。

また、技術に権利を有する者が、他の者にその技術を利用させないようにする行為及び利用できる範囲を限定する行為は、外形上、権利の行使とみられるが、これらの行為についても、実質的に権利の行使とは評価できない場合は、同じく独占禁止法の規定が適用される。すなわち、これら権利の行使とみられる行為であっても、行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさも勘案した上で、事業者に創意工夫を発揮させ、技術の活用を図るといふ、知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められる場合は、上記第 21 条に規定される『権利の行使と認められる行為』とは評価できず、独占禁止法が適用される。」<sup>22</sup>

<sup>22</sup> 公正取引委員会「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」3 頁。  
[https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chitekizaisan\\_files/chitekizaisangl.pdf](https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chitekizaisan_files/chitekizaisangl.pdf)

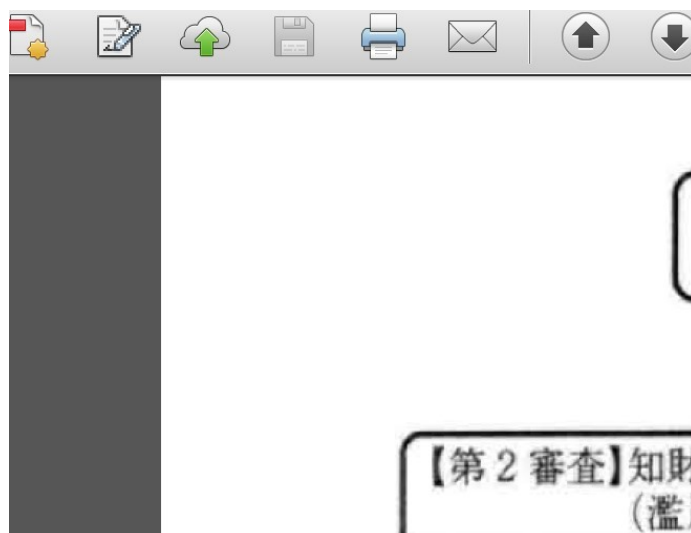


図 2 適用関係に関する基本図式と二段階審査<sup>23</sup>

知財高判平成 18 年 7 月 20 日平成 18 年(ネ)第 10015 号〔日之出水道機器事件〕  
 特許権は、業としての特許発明の実施の独占権であり（特許法 68 条）、実用新案権、意匠権等もこれと同様の実施の独占権であること（実用新案法 16 条、意匠法 23 条等）から、**特許権等の権利行使と認められる場合には、独占禁止法を適用しないことを確認的に規定したものであって**、発明、考案、意匠の創作を奨励し、**産業の発達に寄与することを目的**（特許法 1 条、実用新案法 1 条、意匠法 1 条）とする**特許制度等の趣旨を逸脱し、又は上記目的に反するような不当な権利行使については、独占禁止法の適用が除外されるものではないと解される。**

独占禁止法 21 条は確認規定と解されており、不正競争防止法による知的財産の保護についても同様に扱われる可能性はあるかもしれない。

知的財産基本法 10 条（競争促進への配慮）  
**知的財産の保護及び活用に関する施策を推進するに当たっては、その公正な利用及び公共の利益の確保に留意するとともに、公正かつ自由な競争の促進が図られるよう配慮するものとする。**

知的財産権に係る訴訟において独占禁止法の適用が争われた事件

- 大阪地判平成 14 年 12 月 16 日平成 13 年(ワ)第 9922 号〔育苗ポット事件〕
- 東京高判平成 15 年 6 月 4 日平成 14 年(ネ)第 4085 号〔スロットマシン事件〕
- 知財高判平成 18 年 7 月 20 日平成 18 年(ネ)第 10015 号〔日之出水道機器事件〕
- 知財高判平成 19 年 4 月 5 日平成 18 年(ネ)第 10036 号〔キース・ヘリング事件〕
- 東京地判平成 22 年 6 月 24 日平成 21 年(ワ)第 3529 号〔液体収納容器事件〕
- 知財高判平成 26 年 5 月 16 日平成 25 年(ネ)第 10043 号〔移動通信システム事件〕
- 知財高判令和元年 10 月 10 日平成 31 年(ネ)第 10031 号

<sup>23</sup> 島並良「一知的財産法学者から見た日本における知的財産法と独占禁止法」公正取引 No.731(2011 年)10 頁。いわゆる独占禁止法の 21 条論。知的財産権は独占排他権であるが、消極的効力しか有しないから単なる排他権ともいえる。一方、独占性の反射効としてのライセンスを積極的効力と解することもできる。

〔薬剤分包用ロールペーパー事件〕

東京地判令和2年7月22日平成29年(ワ)第40337号〔情報記憶装置事件〕<sup>24</sup>

公正取引委員会平成16年10月21日付け報道資料「キヤノン株式会社に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について」別紙

レーザープリンタに装着されるトナーカートリッジへの IC チップの搭載とトナーカートリッジの再生利用に関する独占禁止法上の考え方

近年、レーザープリンタに使用されるトナーカートリッジ（以下「カートリッジ」という。）に IC チップが搭載される事例が増えている。レーザープリンタのメーカーがその製品の品質・性能の向上等を目的として、カートリッジに IC チップを搭載すること自体は独占禁止法上問題となるものではない。しかし、プリンタメーカーが、例えば、技術上の必要性等の合理的理由がないのに、あるいは、その必要性等の範囲を超えて

- ① IC チップに記録される情報を暗号化したり、その書換えを困難にして、カートリッジを再生利用できないようにすること
- ② IC チップにカートリッジのトナーがなくなった等のデータを記録し、再生品が装着された場合、レーザープリンタの作動を停止したり、一部の機能が働かないようにすること
- ③ レーザープリンタ本体による IC チップの制御方法を複雑にしたり、これを頻繁に変更することにより、カートリッジを再生利用できないようにすること

などにより、ユーザーが再生品を使用することを妨げる場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（第19条（不公正な取引方法第10項〔抱き合わせ販売等〕又は第15項（現第14項）〔競争者に対する取引妨害〕）の規定に違反するおそれ）。なお、前記の考え方は、インクジェットプリンタに使用されるインクカートリッジに IC チップを搭載する場合についても、基本的に同様である。

<sup>24</sup> 競争者に対する取引妨害(一般指定14号)に該当する等公正な競争を阻害する場合には、特許権の行使が権利の濫用(民1条3項)として認められないときがある。独占禁止法違反ではなく、権利濫用との構成を採用している。

## 7-2. 私的独占

### 7-2-1. 概説

独占禁止法 3 条  
事業者は、**私的独占**又は不当な取引制限をしてはならない。

#### 私的独占(弱い者いじめ)

「事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより(行為要件)、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること(効果要件<sup>25</sup>)をいう。」(独禁 2 条 5 項)

独占の状態を問題とするのではなく、他の事業者の事業活動を排除又は支配することによって、取引分野における競争を実質的に制限することを問題とする。従って、正当な競争の結果、市場を独占するに至った場合は違法ではない。私的独占をした事業者に対して、公正取引委員会は、排除措置命令を発することができる(独禁 7 条)。

#### 排除措置命令(独禁 7 条)

##### 課徴金納付命令

排除型私的独占：対価への影響は不要(独禁 7 条の 2 第 4 項)

支配型私的独占：対価への影響が要件(独禁 7 条の 2 第 2 項)<sup>26</sup>

(対価：被支配事業者の商品又は役務に対する対価)

#### 刑事罰(独禁 89 条)、両罰規定(5 億円以下(独禁 95 条))

独占禁止法 8 9 条  
次の各号のいずれかに該当するものは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。  
一 第三条の規定に違反して**私的独占**又は不当な取引制限をした者

#### 民事救済

##### 損害賠償(独禁 25 条)<sup>27</sup>

ただし、排除措置命令の確定後(独禁 26 条)

##### 差止請求不可

私的独占の排除は公正取引委員会の専権事項

ただし、不公正な取引方法にも該当する場合は可(独禁 24 条)

<sup>25</sup> 周知表示混同惹起行為(不正競争 2 条 1 項 1 号)も「混同を生じさせる」ことを要件とするがそのおそれだけで足りる解されている。

<sup>26</sup> 支配しているか否かは外形的には分からないから。

<sup>27</sup> 損害賠償が認められた裁判例として東京高判平成 24 年 12 月 21 日平成 19 年(ワ)第 10 号[ニプロ事件]。

## 7-2-2. 要件

## 要件

排除又は支配(多くは排除型)

公共の利益に反して競争を実質的に制限

## (a)排除・支配

## ①排除

他の事業者の事業継続<sup>28</sup>又は新規参入を困難にすること  
(強い会社だからできる弱い者いじめ)

最判平成 22 年 12 月 17 日民集 64 卷 8 号 2067 頁 [NTT 東日本事件]  
本件行為が独禁法 2 条 5 項にいう「他の事業者の事業活動を排除」する行為(以下「排除行為」という。)に該当するか否かは、本件行為の単独かつ一方的な取引拒絶ないし廉売としての側面が、**自らの市場支配力の形成、維持ないし強化という観点からみて正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有するものであり、競業者の F T T H サービス<sup>29</sup>市場への参入を著しく困難にするなどの効果を持つものといえるか否かによって決すべきものである。**

新規参入

排除行為の種類<sup>30</sup>「商品を供給しなければ発生しない費用を下回る対価設定」(赤字販売)<sup>31</sup>「排他的取引」<sup>32</sup> 「抱き合わせ」<sup>33</sup> 「供給拒絶・差別的取扱い」<sup>34</sup>審判例<sup>35</sup>、裁判例：知的財産権の正当な行使とはいえない事件

<sup>28</sup> 事業継続を困難にする類型の審判例として公取委審判審決昭和 31 年 7 月 28 日審決集 8 卷 12 頁 [雪印乳業・農林中金事件]。近時の裁判例として東京高判令和 5 年 1 月 25 日令和 4 年(行コ)第 70 号 [マイナミ空港サービス事件]。

<sup>29</sup> Fiber To The Home。いわゆる光インターネット。NTT 東日本が有する回線の利用を拒絶したり差別的取扱いをしたりすることにより競業者の市場参入を困難にした。

<sup>30</sup> 公正取引委員会「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」4 頁。不公正な取引方法に該当する場合もある。<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/haijyogata.html>

<sup>31</sup> 強い会社だからできる。弱い会社は値下げに対抗できず排除される。赤字販売か否かは不明であるが公取委勧告審決平成 16 年 10 月 13 日審決集 51 卷 518 頁 [有線ブロードネットワークス事件]。

<sup>32</sup> 公取委勧告審決平成 10 年 9 月 3 日審決集 45 卷 148 頁 [エム・ディ・エス・ノーディオン事件]。他社からの購入を止め全量を自社から購入するよう強制した。公取委勧告審決平成 17 年 4 月 13 日審決集 52 卷 341 頁 [インテル事件]。他社製 CPU(AMD)を購入するのであれば、自社製 CPU は販売しないとした。

<sup>33</sup> 人気不人気ゲームソフトの抱き合わせについて公取委審判審決平成 4 年 2 月 28 日審決集 38 卷 41 頁 [藤田屋事件]。卸売りの事件、「ドラゴンクエスト IV」1 本につき在庫ゲームソフト 3 本の購入を強制。表計算ソフトとワープロソフトの抱き合わせについて公取委勧告審決平成 10 年 12 月 14 日審決集 45 卷 153 頁 [マイクロソフト事件]。これによって、Lotus 1-2-3 や一太郎を排除。現在は Microsoft Office という一つの商品になっている。部品とその取替え調整工事の抱き合わせについて大阪高判平成 5 年 7 月 30 日判時 1479 号 21 頁 [東芝エレベータテクノス事件]。以上は不要品強要型抱き合わせといえる一方、野球場に持ち込める飲料を特定の企業に係るものに限定する行為は他社排除型抱き合わせといえる。白石忠志『独禁法講義』(有斐閣・2020 年)184 頁。

<sup>34</sup> 前掲 [NTT 東日本事件]、後掲 [ばちんこ機特許プール事件]。

現在、審判制度は廃止されている。公正取引委員会の処分不服がある場合は、直接東京地裁に出訴する。

<p>公取委勧告審決平成9年8月6日審決集44巻238頁〔ぱちんこ機特許プール事件〕<sup>36</sup>          ぱちんこ遊技機製造業者等10名並びにぱちんこ遊技機に関する特許権及び実用新案権を所有又は管理運営する特許権等管理会社は、結合及び通謀をして、<u>参入を排除する方針の下に、同特許権等の通常実施権を第三者に対して許諾しない</u>ことにより、ぱちんこ遊技機を製造しようとする事業者の事業活動を排除している。(TKC)</p>	特許権
<p>公取委勧告審決平成10年3月31日審決集44巻362頁〔パラマウントベッド事件〕<sup>37</sup>          複数の製造業者が製造する医療用ベッドが納入可能な仕様書を定めて当該仕様書に適合する製品を対象とする入札において、都立病院の入札事務担当者に対し、<u>パラマウントベッド株式会社が実用新案権等の工業所有権を有している構造であることを伏せて仕様書に同構造の仕様を盛り込むこと若しくは仕様書に他の医療用ベッド製造業者がそれに適合する製品を製造するためには相当の費用及び時間を要することが予想される同社の標準品等の仕様を盛り込むことを働きかけることにより、同社の製品のみが適合する仕様書とすることを実現し、又は都立病院の入札事務担当者をして、入札のための現場説明会において同社の製品を発注する旨を表明するようにさせている行為</u></p>	実用新案権
<p>公取委同意審決平成12年2月28日〔北海道新聞社事件〕<sup>38</sup>          道新社は、平成6年9月19日ころ開催した函館対策会議の決定を受け、<u>函館地区に新設される新聞社に使用させない意図の下に</u>、自ら使用する具体的な計画がないにもかかわらず、函館地区で新聞を発行する場合に使用されると目される新聞題字の選定を行い、その結果、「函館新聞」など9つの新聞題字について、同年10月20日ころ、特許庁に対し商標登録を求める出願手続を行い、同年12月5日ころ開催した役員会において、これを了承した。</p>	商標権

<sup>35</sup> 平成17年改正前は、排除措置命令は審決をもって発することとされていた。審判の名宛人が審判開始前に勧告を応諾する場合は勧告審決、審判開始決定後に争わない場合は同意審決、争った場合は審判の結論としての審判審決がそれぞれ下された。

<sup>36</sup> 一社で行うのであれば正当な権利行使である。現在の標準必須特許(SEP)はFRAND契約が一般的である。FRAND:Fair, Reasonable And Non-Discriminatory。特許プールは特定の技術の普及のために行うことが通常であるが、遊技機の業界においてそのような必要性があるであろうか。

<sup>37</sup> 知財部は自社の知的財産権が不正に利用されないように監視しなければならない。

<sup>38</sup> 商標権の先取りに関する事件である。

東京高判平成 25 年 11 月 1 日判時 2206 号 37 頁〔JASRAC 事件〕<sup>39</sup>

著作権

「ほとんど全ての放送事業者との間で放送等使用料の徴収方法を**包括徴収**とする利用許諾契約を締結し、この契約に基づき、放送等使用料を徴収している参加人の行為」は、放送事業者をして、**放送等使用料の追加負担を避けるために、他の管理事業者の管理楽曲の利用を回避する対応を採らせる蓋然性が高く、他の管理事業者の管理楽曲の利用を抑制する効果**を有しているといえる。

参加人：日本音楽著作権協会(JASRAC)

原告：イーライセンス

被告：公正取引委員会

いずれの事件も知的財産権の正当な行使とはいえない。知財部は、自社の保有する知的財産権について、このような使い方がされないよう監視する必要がある。

## ②支配

株式取得、役員派遣等によって他の事業者の自由な意思決定を拘束すること

株式取得、役員派遣等が問題なのではなく、それによって他の事業者の意思決定を拘束することが問題である。ただし、支配型の私的独占に当たる事例は多くない<sup>40</sup>。

公取委勧告審決昭和 47 年 9 月 18 日審決集 19 卷 87 頁〔東洋製罐事件〕

1 本州製罐、四国製罐、北海製罐及び三国金属の**株式を所有**(それぞれの発行済株式総数の 81%、71.5%、29%、50%) 2 **自社の役員等を現職のまま又は退職させた上でそれぞれの役員に就任させ**(うち 3 社は代表取締役) 3 それぞれに下請生産させている(それぞれの総販売量のうち 33%、11.8%、20%、36%)等により、4 社を自己の意向に従って営業させ、もって**他の事業活動を支配**した。東洋製罐のわが国食かんの総供給量のうち占める割合は 4 社を加えると約 74%となる。(TKC)

## (b)競争を実質的に制限(効果要件)

一定の取引分野における競争を実質的に制限すること

一定の取引分野

同一又は類似の商品又は役務を扱う市場

複数の供給者が、同一の需要者に対して、商品役務を供給しようとする場<sup>41</sup>

市場の決め方によって競争を実質的に制限しているか否かが異なってくる。

<sup>39</sup> JASRAC の管理楽曲であれば使用回数に関わらず使用料は変わらない。現在は、放送事業収入×定率×JASRAC 管理楽曲の利用割合に改められている。上告は棄却。最判平成 27 年 4 月 28 日民集 69 卷 3 号 518 頁〔JASRAC 事件〕。

<sup>40</sup> 他の事業者の事業活動を制限した支配型私的独占の審決例として公取委勧告審決平成 8 年 5 月 8 日審決集 43 卷 209 頁〔日本医療食協会事件〕、競争入札における入札参加者に対する支配型私的独占の審決例として公取委排除措置命令平成 27 年 1 月 16 日審決集 61 卷 142 頁〔福井県経済農業協同組合連合会事件〕。

<sup>41</sup> 白石忠志『独禁法講義』(有斐閣・2020 年)33 頁。

東京高判昭和 26 年 9 月 19 日高民集 4 卷 14 号 497 頁〔東宝・スバル事件〕  
 映画館の多数がある地域に近接して存在するときは、おのずからその地域  
 に集合する観客群を生じ、これらの観客群は通常この地域内で、それぞれの  
 映画館を選択して入場することとなり、この地域内の興行者は、この観  
 客群を共通の対象とすることとなる。このように解すると、旧東京市内よ  
 りも狭い地域に映画興行の一定の取引の分野が成立するとみるべきである  
 から、この点に関する原告の主張は失当である。

## 競争を実質的に制限

### 市場支配力の形成・維持・強化

東京高判昭和 26 年 9 月 19 日高民集 4 卷 14 号 497 頁〔東宝・スバル事件〕  
 競争自体が減少して、特定の事業者または事業者集団が、その意思で、あ  
 る程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによ  
 って、市場を支配することができる形態が現われているか、または少なくと  
 も現われようとする程度に至っている状態をいうのである。従つて競争者  
 の減少、或は競争の目的物の減少（本件の場合でいえば映画数または映画  
 の種類の減少等）、または競争行為の減少（本件の場合でいえば、広告宣伝  
 の減少等）等は、必然に競争の制限を来すが、これらの個々の事実があれば、  
 直ちに制限が実質的となるとはいえないのであるから、必ずしもこれ  
 らの個々の事実をことさらに示すにはおよばないのである。

最判平成 24 年 2 月 20 日民集 66 卷 2 号 796 頁〔多摩談合事件〕<sup>42</sup>  
 法 2 条 6 項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」と  
 は、当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいい、本件基本  
 合意のような一定の入札市場における受注調整の基本的な方法や手順等  
 を取り決める行為によって競争制限が行われる場合には、当該取決めによ  
 って、その当事者である事業者らがその意思で当該入札市場における落札  
 及び落札価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらすこと  
 をいうものと解される。

## (c) 公共の利益に反して

不当な取引制限(独禁 2 条 6 項)に関する事件ではあるが。

最判昭和 59 年 2 月 24 日刑集 38 卷 4 号 1287 頁〔石油カルテル事件〕  
 「公共の利益に反して」とは、原則としては同法の直接の保護法益である  
 自由競争経済秩序に反することを指すが、現に行われた行為が形式的に右  
 に該当する場合であつても、右法益と当該行為によつて守られる利益とを  
 比較衡量して、「一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的  
 で健全な発達を促進する」という同法の究極の目的（同法一条参照）に実  
 質的に反しないと認められる例外的な場合を右規定にいう「不当な取引制  
 限」行為から除外する趣旨と解すべきであり、これと同旨の原判断は、正  
 当として是認することができる。

<sup>42</sup> 不当な取引制限に係る判例であるが「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」の解釈につ  
 いては私的独占と共通である。一般に、入札談合は基本合意とそれに基づく個別調整という枠組みを有  
 する。基本合意の存在は個別調整の積み重ねによる立証であつてもよい。公取委審判審決平成 6 年 3 月  
 30 日審決集 40 卷 49 頁〔協和エクシオ事件〕。

### 7-3. 不当な取引制限

#### 7-3-1. 概説

独占禁止法 3 条  
事業者は、私的独占又は**不当な取引制限**をしてはならない。

不当な取引制限(カルテル、談合などの裏取引)

「事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより(行為要件)、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること(効果要件)をいう。」(独禁 2 条 6 項)

「相互にその事業活動を拘束し、又は遂行する」

カルテル

企業・事業者が独占目的で行う、価格・生産計画・販売地域等の協定である。特に官公庁などが行う売買・請負契約などの入札制度における事前協定は談合という。(Wikipedia) 最低価格を決めておく価格カルテル等が多い<sup>43</sup>。

最判平成 29 年 12 月 12 日民集 71 卷 10 号 1958 頁〔ブラウン管カルテル事件〕  
独禁法は、国外で行われた行為についての適用の有無及び範囲に関する具体的な定めを置いていないが、同法が、公正かつ自由な競争を促進することなどにより、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的としていること(1 条)等に鑑みると、**国外で合意されたカルテルであっても、それが我が国の自由競争経済秩序を侵害する場合には、同法の排除措置命令及び課徴金納付命令に関する規定の適用を認めていると解するのが相当である<sup>44</sup>。**

排除措置命令(独禁 7 条)

課徴金納付命令(独禁 7 条の 2 第 1 項)

刑事罰(独禁 89 条)、両罰規定(5 億円以下(独禁 95 条))

<sup>43</sup> 基準価格カルテル事件として東京高判平成 20 年 4 月 4 日平成 18 年(行ケ)第 18 号ほか〔元詰め種子カルテル事件〕、市場シェアカルテル事件として東京高判平成 12 年 2 月 23 日平成 11 年(の)第 1 号〔ダクタイル鋳鉄管事件〕、市場分割カルテル事件として公取委排除措置命令令和 5 年 3 月 30 日審決集 69 卷 28 頁ほか〔電力カルテル事件〕、購入価格カルテル事件として公取委排除措置命令・課徴金納付命令平成 20 年 10 月 17 日審決集 55 卷 692 頁ほか〔溶融メタル事件〕。

<sup>44</sup> 国外で行われた行為の効果が我が国において発生するのであれば我が国の独占禁止法を適用することができる。いわゆる効果理論。

民事救済

損害賠償(独禁 25 条)<sup>45</sup>

ただし、排除措置命令の確定後(独禁 26 条)

差止請求不可

不当な取引制限の排除は公正取引委員会の専権事項

7-3-2. 要件

要件

他の事業者と共同

相互拘束・遂行

公共の利益に反して競争を実質的に制限(私的独占と同様)

(a)他の事業者と共同

意思の連絡の必要性

価格カルテルについて<sup>46</sup>

東京高判平成7年9月25日判タ906号136頁〔東芝ケミカル事件〕  
ここにいう「意思の連絡」とは、複数事業者間で相互に同内容又は同種の対価の引上げを実施することを認識ないし予測し、これと歩調をそろえる意思があることを意味し、一方の対価引上げを他方が単に認識、認容することだけでは足りないが、事業者間相互で拘束し合うことを明示して合意することまでは必要でなく、相互に他の事業者の対価の引上げ行為を認識して、暗黙のうちに認容することで足りると解するのが相当である（黙示による「意思の連絡」といわれるのがこれに当たる。）。

意思の連絡について

東京地判令和元年5月9日判タ1486号131頁〔奥村組談合事件〕  
独禁法2条6項の「共同して・・・相互に」の要件に関し、事業者間に「意思の連絡」があったというためには、ある事業者の従業者が他の事業者と接触した結果、当該従業者が得た自らの入札価格に影響を及ぼす情報が当該従業者から事業者の意思決定権者に報告され、意思決定権者の決定ないし事業活動に影響を及ぼしたことが主張立証される必要があるとするのが相当である。

<sup>45</sup> 損害賠償が認められた判例として最判昭和62年7月2日民集41巻5号785頁〔東京灯油事件〕、最判平成元年12月8日民集43巻11号1259頁〔鶴岡灯油事件〕。

<sup>46</sup> 同旨の審決例として公取委審判審決平成25年7月29日審決集60巻第1分冊144頁〔ニンテンドーDS事件〕、入札談合における黙示的な意思の連絡についての裁判例として東京高判平成20年12月19日判時2043号51頁〔郵便区分機談合事件〕。

## (b)相互拘束・遂行

相互拘束を行う複数の事業者における競争関係の必要性

東京高判昭和28年3月9日高民集6巻9号435頁〔新聞販路協定事件〕  
この点から考えてここにいう事業者とは法律の規定の文言の上ではなんらの限定はないけれども、相互に競争関係にある独立の事業者と解するのを相当とする。共同行為はかかる事業者が共同して相互に一定の制限を課し、その自由な事業活動を拘束するところに成立するものであつて、その各当事者に一定の事業活動の制限を共通に設定することを本質とするものである。従つて当事者の一方だけにその制限を課するような行為は、その事情によつて私的独占又は不正な競争方法<sup>47</sup>にあたる場合があるとしても、ここにいう共同行為にはあてはまらない。

東京高判平成5年12月14日高刑集46巻3号322頁〔目隠しシール談合事件〕  
右判例は、同条一項が当該行為による競争への実質的影響を犯罪成立の積極的要件としていなかった規定のもとで、同項の解釈として、同項にも影響の可能性を取り込むため、その「事業者」を競争関係にある者に限定したものとみられるのである。しかし、昭和二八年の改正により右四条が削除され、現行法の罰則規定である八九条一項一号が「第三条の規定に違反して……不当な取引制限をした者」と規定し、三条が「事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。」とし、二条六項が「……不当な取引制限とは、……により、公共の利益を(ママ)反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。」と規定するに至り、右の犯罪が成立するためには、当該共同行為によつて「競争を実質的に制限することが積極的要件として必要となつた現行法のもとで、はたして右判例のように「事業者」を競争関係にある事業者に限定して解釈すべきか疑問があり、少なくとも、ここにいう「事業者」を弁護人の主張するような意味における競争関係に限定して解釈するのは適當ではない。

現在では、直接の競争関係は必要でないとされている。〔目隠しシール談合事件〕は、社会保険庁への入札において印刷会社とOA機器会社<sup>48</sup>の競争関係が問題となったが、OA機器会社は目隠しシールの受注後下請けの印刷会社へ印刷を発注するのであるから、印刷会社とOA機器会社の関係も、直接とはいえないが競争関係にあるということが出来る。

行政指導と選択の自由

東京高判平成28年9月2日審決集63巻324頁〔新潟タクシー事件〕  
新自動認可運賃への移行の有無、移行の時期及び移行する運賃区分についての選択の自由があることを前提として、自らが競争上不利な立場とならないために、相互拘束を目的として本件合意を行ったものと認められる。

<sup>47</sup> 「取引方法」の誤記。

<sup>48</sup> OA:Office Automation。もはや死語かもしれない。Office Action ではない。

## 審判例

公取委審判審決平成5年9月10日審決集40巻3頁〔日之出水道機器福岡市事件〕

実用  
新案権

本件市型鉄蓋について実用新案を採用する条件として他の指定業者6社にその実施を許諾するという福岡市の提案を受け入れた被審人日之出水道は、昭和54年12月末ころ、被審人7社の会合において、市型鉄蓋の販売数量比率につき、自社が市型鉄蓋の実用新案権者であり、他の指定業者に対して、実用新案の実施を許諾することを理由に、あらかじめ総需要量（総販売量）の25パーセントをロイヤルティ分として取得し、その余の75パーセントを被審人7社で均等配分する案を提案したが、被審人栄寿産業がロイヤルティ分の25パーセントは高すぎると反対したため、昭和55年3月以降10月までに開催された福岡鉄蓋会で引き続き検討した結果、遅くとも昭和55年10月末ころまでには被審人日之出水道が総需要量の20パーセントをロイヤルティ分として取得し、その余の80パーセントを被審人7社で均等配分する旨の合意がされた。

販売数量比率を予め決めておいた事件である。実用新案の実施を許諾する代わりに受注量の20%を自社で生産し、残りの80%を自社を含む7社で均等に分けることとした<sup>49</sup>。

## 閑話休題

知財担当者が理解しておくべき公正取引委員会のガイドライン

- (1) 共同研究開発に関する独占禁止法上の指針  
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/kyodokenkyu.html>
- (2) 知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針  
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chitekizaisan.html>
- (3) 標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方  
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/patent.html>

<sup>49</sup> 同様の事件として、公取委審判審決平成5年9月10日審決集40巻29頁〔日之出水道機器北九州市事件〕、公取委勧告審決昭和45年8月5日審決集17巻86頁〔日本コンクリート工業事件〕。

## 7-4. 不公正な取引方法

## 7-4-1. 概説

独占禁止法 19 条  
事業者は、**不公正な取引方法**を用いてはならない。

表 3 不公正な取引方法(独禁 2 条 9 項)(再掲)

号		規定内容(1)	規定内容(2)
1 号	イ	取引拒絶	供給拒絶、数量・内容制限(する)
	ロ		供給拒絶、数量・内容制限(させる)
2 号		差別対価	差別対価による継続的供給
3 号		不当廉売	不当廉価による継続的供給
4 号	イ	拘束条件付取引	再販売価格の拘束
	ロ		再販売価格の拘束(二次的) 相手方の購入先を拘束
5 号	イ	優越的地位の濫用	取引外商品・役務の販売
	ロ		経済上の利益の提供
	ハ		取引の相手方に対する不利益行為
6 号	イ	公正競争阻害(公正取引委員会指定)	差別取扱
	ロ		不当対価
	ハ		不当顧客誘引
	ニ		不当拘束条件付取引
	ホ		不当取引
	ヘ		取引妨害

独占禁止法 2 条 9 項 6 号における公正取引委員会による指定は、告示によって行う(独禁 72 条)。

一般指定

特殊指定(本講義においては取り上げない。)

大規模小売業 総合スーパー等による納入業者への不当な要求等  
 特定荷主の物品の運送・保管委託 運送業者への不当な要求等  
 新聞業 値引販売等

## 排除措置命令(独禁 20 条)

課徴金納付命令(公正競争阻害に係る独占禁止法 2 条 9 項 6 号には課されない。)

独占禁止法 2 条 9 項 1~5 号に係る不公正な取引方法

同項 1~4 号 : 10 年以内に繰返し用いた場合のみ(独禁 20 条の 2~5)

同項 5 号 : 優越的地位の濫用、1 回用いた場合でも(独禁 20 条の 6)

刑事罰

なし

民事救済

損害賠償(独禁 25 条)<sup>50</sup>

ただし、排除措置命令の確定後(独禁 26 条)

差止請求可(独禁 24 条)

ただし「著しい損害を生じ、又は生ずるおそれがあるとき」

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律<sup>51</sup>  
13 条 (公正取引委員会への措置請求)  
経済産業大臣は、特定デジタルプラットフォーム提供者<sup>52</sup>について特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性を阻害する行為があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和二十二年法律第五十四号) 第十九条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適切な措置をとるべきことを求めることができる。(略)

#### 7-4-2. 公正競争阻害性

公正競争阻害性(独禁 2 条 9 項)

「正当な理由がないのに」(同項 1 号・3 号・4 号)

「不当に」(同項 2 号)

「正常な商習慣に照らして不当に」(同項 5 号)

「公正な競争を阻害するおそれがあるもの」(同項 6 号)

公正競争阻害性(具体的意味)

自由競争の減殺

競争の回避・排除により競争の実質的制限(不当な取引制限)に至らないまでも自由競争の減殺を引き起こすこと

競争手段の不公正

競争手段がいわゆる能率競争を妨害するようなものであること

自由競争基盤の侵害

自由かつ自主的な判断によって取引が行われる基盤を侵害すること

<sup>50</sup> 損害賠償が認められた裁判例として東京高判平成 25 年 8 月 30 日判時 2209 号 10 頁〔セブン-イレブン・ジャパン事件〕、民法の不法行為(民 709 条)による損害賠償が認められた裁判例として東京地判平成 9 年 4 月 9 日判時 1629 号 70 頁〔日本遊技銃協同組合事件〕。

<sup>51</sup> 特定デジタルプラットフォーム規制法という。

<sup>52</sup> 物販総合オンラインモールとして Amazon、楽天市場、Yahoo!ショッピングが、アプリストアとして App Store、Google Play ストアが指定されている。

## 7-4-3. 規制対象

表 4 不公正な取引方法(一般指定)(公正取引委員会告示)(再掲)

項	規定内容	類型
①	共同の取引拒絶	差別取扱 (独禁 2 条 9 項 6 号イ)
②	その他の取引拒絶	
③	差別対価(独禁 2 条 9 項 2 号のほか)	
④	取引条件等の差別取扱い	
⑤	事業者団体における差別取扱い等	
⑥	不当廉売(独禁 2 条 9 項 3 号のほか)	不当対価 (独禁 2 条 9 項 6 号ロ)
⑦	不当高価購入	
⑧	ぎまんの顧客誘引	不当顧客誘引 (独禁 2 条 9 項 6 号ハ)
⑨	不当な利益による顧客誘引	
⑩	抱き合わせ販売等	
⑪	排他条件付取引	不当拘束条件付取引 (独禁 2 条 9 項 6 号ニ)
⑫	拘束条件付取引 (独禁 2 条 9 項 4 号のほか)	
⑬	取引の相手方の役員選任への不当干渉	不当取引(独禁 2 条 9 項 6 号ホ)
⑭	競争者に対する取引妨害	取引妨害 (独禁 2 条 9 項 6 号ヘ)
⑮	競争会社に対する内部干渉	

独占禁止法 2 条 9 項 1 号～5 号と公正取引委員会の一般指定に係る同 6 号は似ている部分が多いので、まとめて説明する。なお、同 1 号～5 号が優先適用である。

## (a)差別取扱(独禁 2 条 9 項 6 号イ)

## 公正競争阻害性

自由競争の減殺

取引拒絶(独禁 2 条 9 項 1 号)

供給を拒絶する・させる

差別取扱(独禁 2 条 9 項 6 号イ)

共同の取引拒絶(一般指定 1 項)

供給を受けることを拒絶する・させる

その他の取引拒絶(一般指定 2 項)

その他

**独占禁止法 2 条**  
 9 この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。  
 一 正当な理由がないのに、**競争者と共同して**、次のいずれかに該当する行為をすること。  
 イ ある事業者に対し、**供給を拒絶し**、又は供給に係る商品若しくは役務の**数量若しくは内容を制限すること**。  
 ロ 他の事業者に、ある事業者に対する**供給を拒絶させ**、又は供給に係る商品若しくは役務の**数量若しくは内容を制限させること**。

取引拒絶

供給拒絶

**独占禁止法 2 条**  
 9 この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。  
 六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、**公正取引委員会が指定するもの**  
 イ 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。

差別取扱

**不公正な取引方法 1 項 (共同の取引拒絶)**  
 正当な理由がないのに、自己と競争関係にある他の事業者（以下「競争者」という。）と**共同して**、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。  
 一 ある事業者から**商品若しくは役務の供給を受けることを拒絶し**、又は供給を受ける商品若しくは役務の**数量若しくは内容を制限すること**。  
 二 他の事業者に、ある事業者から**商品若しくは役務の供給を受けることを拒絶させ**、又は供給を受ける商品若しくは役務の**数量若しくは内容を制限させること**。

取引拒絶

**不公正な取引方法 2 項 (その他の取引拒絶)**  
 不当に、ある事業者に対し取引を拒絶し若しくは取引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限し、又は他の事業者にこれらに該当する行為をさせること。

取引拒絶

(共同の取引拒絶(一般指定 1 項)<sup>53</sup>：肯定例)

東京高判平成 22 年 1 月 29 日審決集 56 巻第 2 分冊 498 頁〔着うた事件〕  
 5 社それぞれが有する著作隣接権に基づく原盤権の利用許諾の拒絶行為も、それが**意思の連絡の下に共同してなされた場合には**、それぞれが有する著作隣接権で保護される範囲を超えるもので、**著作権法による「権利の行使と認められる行為」には該当しないものになる**。

著作権

(その他の取引拒絶(一般指定 2 項)：肯定例)

公取委勧告審決平成 13 年 7 月 27 日審決集 48 巻 187 頁〔松下電器産業事件〕  
 松下電器は、**不当に、代理店等に、松下製電気製品の廉売を行う未取引先小売店に対する松下製電気製品の販売を拒絶させていたものであり**、これは、不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）の第 2 項に該当し、独占禁止法第 19 条の規定に違反するものである。

<sup>53</sup> 平成 21 年改正前。「昭和 57 年一般指定 1 項（共同の取引拒絶）正当な理由がないのに、自己と競争関係にある他の事業者（以下「競争者」という。）と共同して、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。一 ある事業者に対し取引を拒絶し又は取引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。二 他の事業者に前号に該当する行為をさせること。」

差別対価(独禁2条9項2号)

継続して供給する

差別取扱(独禁2条9項6号イ)

差別対価(独禁2条9項2号のほか)(一般指定3項)

供給し・供給を受ける

取引条件等の差別取扱い(一般指定4項)

有利・不利な取扱い

事業者団体における差別取扱い等(一般指定5項)

事業者団体

**独占禁止法2条**

9 この法律において「不正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

二 不当に、地域又は相手方により **差別的な対価をもつて**、商品又は役務を **継続して供給する** ことであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの

差別対価

**独占禁止法2条**

9 この法律において「不正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、**公正取引委員会が指定するもの**

イ 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。

差別取扱い

**不正な取引方法3項(差別対価)**

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「法」という。)第二条第九項第二号に該当する行為のほか、不当に、地域又は相手方により **差別的な対価をもつて**、商品若しくは役務を **供給し**、又はこれらの **供給を受ける** こと。

差別対価

**不正な取引方法4項(取引条件等の差別取扱い)**

不当に、ある事業者に対し取引の条件又は実施について **有利な又は不利な取扱い** をすること。

差別取扱い

**不正な取引方法5項(事業者団体における差別取扱い等)**

事業者団体若しくは共同行為からある事業者を **不当に排斥** し、又は事業者団体の内部若しくは共同行為においてある事業者を **不当に差別的に取り扱い**、その事業者の事業活動を困難にさせること。

差別取扱い

(差別対価(一般指定3項): 否定例)

東京高判平成17年4月27日審決集52巻789頁 [LPガス事件]

上記の独占禁止法の目的にかんがみれば、同一市場における競争事業者間の小売価格の競争において、非効率、非能率的な事業活動を改善できない事業者が徐々に顧客を失い競争から脱落することはやむを得ないことであるから、**問題とされる事業者(行為者)の地域又は相手方により異なる価格の設定が、公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあるものとして、その方法自体の中に公正競争阻害性が認められるというためには、企業努力の成果としての良質廉価な商品又は役務の提供により顧客を獲得しようとする能率競争の限界を超えた価格政策により競争事業者を排除しようとしているものと認められることが必要である**といわなければならない。

(取引条件等の差別取扱い(一般指定4項)：肯定例)

公取委勧告審決平成12年2月2日審決集46巻394頁〔オートグラス東日本事件〕  
 オートグラス東日本は、積極的に輸入品を取り扱う取引先ガラス商に対して、社外品の卸売価格を引き上げ、配送の回数を減らす行為を行っているものであり、これは、不当に、ある事業者に対し取引の条件又は実施について不利な取扱いをするものであって、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）の第4項に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反するものである。

(b)不当対価(独禁2条9項6号ロ)

公正競争阻害性

自由競争の減殺

不当廉売(独禁2条9項3号)

継続して赤字供給する<sup>54</sup>

不当対価(独禁2条9項6号ロ)

不当廉売(独禁2条9項3号のほか)(一般指定6項)

低価格で供給する

不当高価購入(一般指定7項)

高価格で購入する

**独占禁止法2条**  
 9 この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。  
 三 正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの

不当廉売

**独占禁止法2条**  
 9 この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。  
 六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの  
 ロ 不当な対価をもつて取引すること。

不当対価

**不公正な取引方法6項（不当廉売）**  
 法第二条第九項第三号に該当する行為のほか、不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。

不当廉売

**不公正な取引方法7項（不当高価購入）**  
 不当に商品又は役務を高い対価で購入し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。

不当高価購入

<sup>54</sup> いわゆるダンピング。

(不当廉売(独禁2条9項3号)：肯定例)

東京地決昭和50年4月30日判時776号30頁〔中部読売新聞社事件〕<sup>55</sup>  
 独占禁止法上一般に不公正な取引方法を構成するいわゆる不当廉価とは、単に市場価格を下回るというのではなく、その原価を下回る価格をいうと解すべきところ、疎明資料によれば、なるほど被申立人の右の価格は一応その原価に対応するものであることが認められる。しかし、右原価なるものは、その大部分は被申立人のいわゆる企業努力によるものというよりは、被申立人が読売新聞社との業務提携による強大な援助をえているという特殊の事情に起因して定められているものであり、これなくしてはありえないものであることが明らかである。

(不当廉売(一般指定6項)：否定例)

最判平成元年12月14日民集43巻12号2078頁〔都営芝浦と畜場事件〕  
 その根拠規定である独占禁止法一九条の趣旨も、公正な競争秩序を維持することにあるのであるから、右の「不当に」ないし「正当な理由がないのに」なる要件に当るかどうかが、換言すれば、不当廉売規制に違反するかどうかは、専ら公正な競争秩序維持の見地に立ち、具体的な場合における行為の意図・目的、態様、競争関係の実態及び市場の状況等を総合考慮して判断すべきものである。

(c)不当顧客誘引(独禁2条9項6号ハ)

公正競争阻害性

競争手段の不公正

不公正な取引方法(独禁2条9項1号～5号)に対応なし。

不当顧客誘引(独禁2条9項6号ハ)

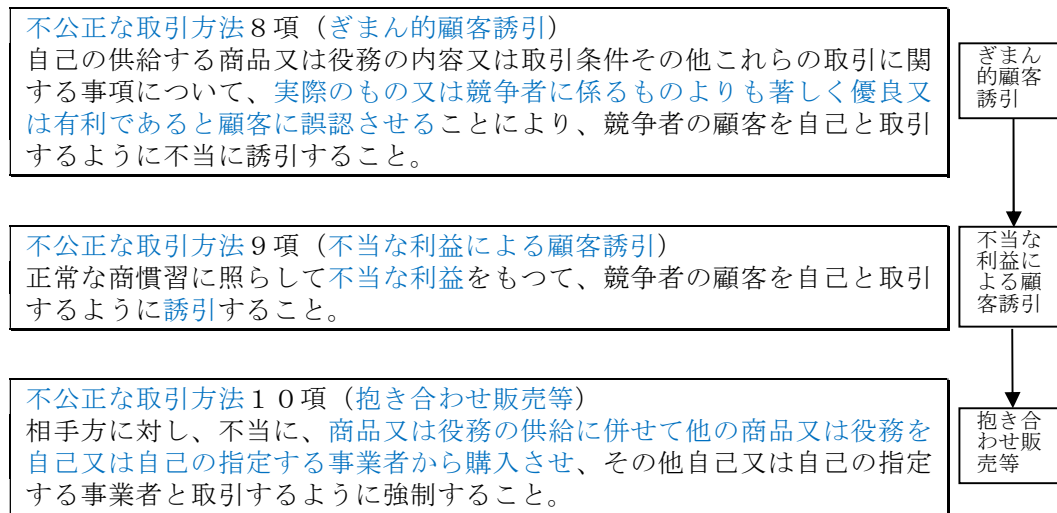
- |                      |            |
|----------------------|------------|
| ぎまんの顧客誘引(一般指定8項)     | 著しい優良・有利誤認 |
| 不当な利益による顧客誘引(一般指定9項) | 不当な利益      |
| 抱き合わせ販売等(一般指定10項)    | 抱き合わせ販売    |

**独占禁止法2条**  
 9 この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。  
 六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの  
 ハ 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。

不当顧客誘引



<sup>55</sup> 同旨の審決例として公取委勧告審決昭和57年5月28日審決集29巻13頁ほか〔マルエツ・ハローマート事件〕、公取委排除措置命令平成18年5月16日審決集53巻867頁〔瀨口石油事件〕、公取委排除措置命令平成19年11月27日審決集54巻502頁〔シンエネコーポレーション事件〕、公取委排除措置命令平成19年11月27日審決集54巻504頁〔東日本宇佐美事件〕。対価が営業原価に販管費を加えた総販売原価を下回るときは競争阻害的な効果を有するとする裁判例として東京高判平成19年11月28日判時2034号34頁〔ヤマト運輸対郵政公社事件〕。



ぎまんの顧客誘引(一般指定 8 項)

一般消費者に対する不当な表示は、景品表示法によって禁止される(景表 5 条)。また、原産地等誤認惹起行為(不正競争 2 条 1 項 20 号)が適用される可能性もある。

不当な利益による顧客誘引(一般指定 9 項)

内閣総理大臣は、不当な顧客誘引の防止又は一般消費者による自主的かつ合理的な選択の確保のため必要があると認めるときは、景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる(景表 4 条)。

(抱き合わせ販売等(一般指定 10 項)：肯定例)<sup>56</sup>

東京地判令和 3 年 9 月 30 日令和元年(ワ)第 15167 号 [ブラザー事件]  
 「商品…の供給に併せて他の商品…を自己…から購入させ…ること」(独禁法 2 条 9 項 6 号ハ、一般指定 10 項)に当たるには、主たる商品の供給に併せて従たる商品を自己から購入させることが必要であるというべきである。(略)  
 これを本件についてみると、前提事実(2)から(5)まで及び弁論の全趣旨によれば、本件各プリンタにおいて使用可能なカートリッジ等は、本件各プリンタを購入した後に必要となる補完的商品であると認められるところ、本件設計変更により、本件純正品カートリッジ以外のカートリッジは本件新プリンタにおいて使用不能になり、本件新プリンタの購入者は、本件新プリンタにおいて使用するカートリッジを購入するに際し、**本件純正品カートリッジを購入せざるを得なくなった**ことが認められる。

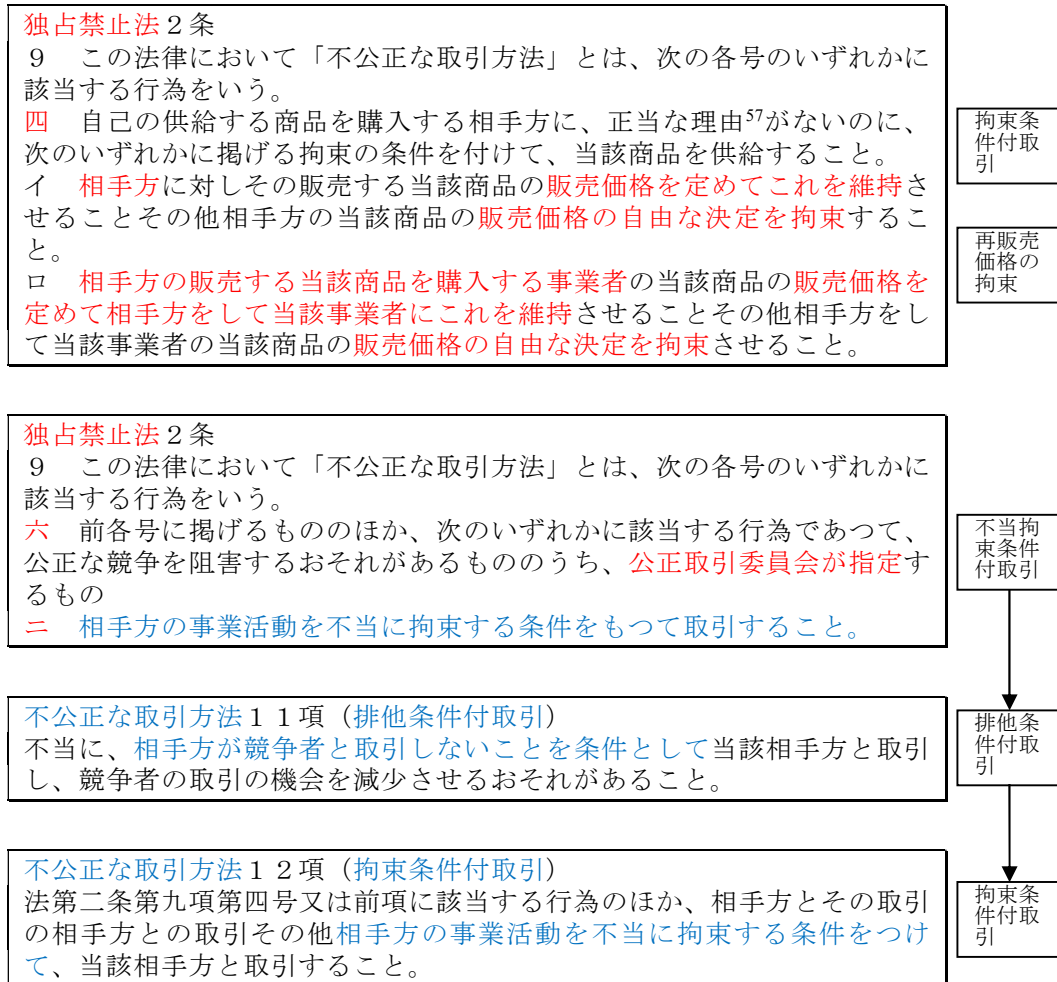
(d)不当拘束条件付取引(独禁 2 条 9 項 6 号ニ)

公正競争阻害性

自由競争の減殺

<sup>56</sup> 第三者による参入が一般化しているから、カートリッジの市場における競争状態を維持する必要がある。他の裁判例として、大阪高判平成 5 年 7 月 30 日平成 2 年(ネ)第 1660 号 [東芝エレベータ事件]。参考資料として、公正取引委員会「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」。  
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/ryutsutorihiki.html>

拘束条件付取引(独占禁止法 2 条 9 項 4 号)	再販売価格の拘束
不当拘束条件付取引(独禁 2 条 9 項 6 号ニ)	
排他条件付取引(一般指定 11 項)	排他条件付取引
拘束条件付取引(独禁 2 条 9 項 4 号のほか)(一般指定 12 項)	その他



(再販売価格の拘束(独占禁止法 2 条 9 項 4 号)：肯定例)

公取委審判審決平成 13 年 8 月 1 日判タ 1072 号 267 頁 [SCE 事件]  
 被審人の値引き販売禁止行為は再販売価格の拘束に当たり、特段の正当な理由の存在も認められない以上、被審人の同行為は、公正競争阻害性を有するものと認められる(なお、著作物再販制度との関係については、後記 5 のとおりである)。なお、被審人は、平成 8 年 4 月に、従来の値引き販売一律禁止の販売方針を修正し、発売月から 2 箇月までの新作 P S ソフトの値引きを禁止する方針としたが、発売後 2 箇月までの売上げが新品の売上げの 90 パーセントを占める状況の下で、新作 P S ソフトの値引き販売を禁止していたことは前記認定のとおりであり、上記修正後の値引き販売禁止の販売方針も公正競争阻害性を有するものと認めるのが相当である。

<sup>57</sup> 公正な競争秩序維持の観点から正当な理由の有無を判断すべきとする裁判例として東京高判平成 23 年 4 月 22 日平成 22 年(行ケ)第 12 号 [ハマナカ毛糸事件]。中小小売業者の生き残りを図るという部分は公正かつ自由な競争秩序維持の見地からみて正当性がないことは明らかである。

## (拘束条件付取引(独占禁止法2条9項4号)：肯定例)

最判昭和50年7月10日民集29巻6号888頁〔和光堂事件〕  
 公正な競争を促進する見地からすれば、取引の対価や取引先の選択等は、当該取引当事者において経済効率を考慮し自由な判断によつて個別的に決定すべきものであるから、右当事者以外の者がこれらの事項について拘束を加えることは、右にいう「取引」の拘束にあたるものが明らかであり、また、右の「拘束」があるというためには、必ずしもその取引条件に従うことが契約上の義務として定められていることを要せず、それに従わない場合に経済上なんらかの不利益を伴うことにより現実にもその実効性が確保されていれば足りるものと解すべきである。

## (排他条件付取引(一般指定11項)：否定例、販売方法)

東京高判昭和59年2月17日判時1106号47頁〔東洋精米機製作所事件〕  
 排他条件付取引に公正競争阻害性が認められるか否かを判断するに当たっては、行為者及びその競争者の製造する製品を取り扱う販売業者がどの程度存在し、販売業者の各事業者への系列化の実情がどのようなものになっているかといった点が重要な判断資料となるものというべきである。

## (拘束条件付取引(一般指定12項)：否定例、販売方法)

最判平成10年12月18日民集52巻9号1866頁〔資生堂事件〕<sup>58</sup>  
 拘束条件付取引の内容は様々であるから、その形態や拘束の程度等に応じて公正な競争を阻害するおそれを判断し、それが公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあると認められる場合に、初めて相手方の事業活動を「不当に」拘束する条件を付けた取引に当たるものというべきである。そして、メーカーや卸売業者が販売政策や販売方法について有する選択の自由は原則として尊重されるべきであることにかんがみると、これらの者が、小売業者に対して、商品の販売に当たり顧客に商品の説明をすることを義務付けたり、商品の品質管理の方法や陳列方法を指示したりするなどの形態によって販売方法に関する制限を課することは、それが当該商品の販売のためのそれなりの合理的な理由に基づくものと認められ、かつ、他の取引先に対しても同等の制限が課せられている限り、それ自体としては公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれはなく、一般指定の13にいう相手方の事業活動を「不当に」拘束する条件を付けた取引に当たるものではないと解するのが相当である。

<sup>58</sup> 対面販売の拘束。合理的な理由があれば、拘束条件付取引に当たらない。最判平成10年12月18日審決集45巻461頁〔花王事件〕も同旨。

## (拘束条件付取引(一般指定 12 項)：肯定例、販売価格表示)

公取委平成 22 年 12 月 1 日審決集 57 巻第 2 分冊 50 頁〔ジョンソン・エンド・ジョンソン事件〕  
 前記事実によれば、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、ワンデーアキュビュー 9 0 枚パック及びワンデーアキュビューモイスト 9 0 枚パックの販売に関して、取引先小売業者が広告において販売価格の表示を行うことを、また、ワンデーアキュビューモイスト 3 0 枚パックの販売に関して、特定大口取引先小売業者がダイレクトメールを除く広告において販売価格の表示を行うことを、それぞれ制限していたものであり、これらは、取引先小売業者の事業活動を不当に拘束する条件を付けて、当該取引先小売業者と取引していたものであって、不公正な取引方法（昭和 5 7 年公正取引委員会告示第 1 5 号）の第 1 2 項（平成 2 1 年公正取引委員会告示第 1 8 号の施行の日（平成 2 2 年 1 月 1 日）前においては同告示による改正前の不公正な取引方法の第 1 3 項）に該当し、独占禁止法第 1 9 条の規定に違反するものであり、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、独占禁止法第 2 0 条第 2 項において準用する独占禁止法第 7 条第 2 項第 1 号に該当する者である。

## (拘束条件付取引(一般指定 12 項)：肯定例、農協による系統外出荷制限)

東京高判令和元年 11 月 27 日審決集 66 巻 476 頁〔土佐あき農協事件〕  
 本件においては、土佐あき農協は、土佐あき農協管内及びその周辺地域におけるなすの販売受託取引に係る市場において有力な地位にあることは原判決第 3 の 4（2）イで認定したとおりであり、商系業者の取引先事業者であるなすの生産者（組合員）にとっては、土佐あき農協との取引関係を維持することが重要であるから、本件行為による拘束条件は、その性質上、組合員の自由な意思による系統外出荷を抑止する効果が強く、組合員の相当数が本件行為の対象となっていたことからすると、商系業者にとって、土佐あき農協と取引をしている組合員に代わる取引先を確保することは容易ではなく、その取引機会が減少するおそれがあることは明らかであり（実際に本件行為の存在を前提に商系業者からの出荷増量を断る組合員も存在したことが認められる。乙 5 5，5 6，1 2 2。），このことは、廉価な販売手数料や良質なサービスを提供して顧客を獲得するという公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれを生じさせるものと認められるのであって、市場閉鎖効果が生じることを否定できないといわざるを得ず、控訴人の指摘は当たらない。

## (拘束条件付取引(一般指定 12 項)：肯定例、不爭義務)

公取委審判審決平成 20 年 9 月 16 日審決集 55 巻 380 頁〔マイクロソフト非係争条項事件〕  
 被審人の Windows という名称を付したパソコン用 OS の OEM 販売に係る許諾契約の締結に当たり、同許諾を受けた OEM 業者に対して、OEM 業者が、当該 OS による特許権侵害を理由に被審人等に対して訴訟を提起しないこと等を誓約する旨の条項を含む契約の締結を余儀なくさせ、OEM 業者の事業活動を不当に拘束する条件を付してこれと取引していた。(TKC)

## (拘束条件付取引(一般指定 12 項)：肯定例、ライセンスバック)

公取委排除措置命令平成 21 年 9 月 28 日審決集 56 巻第 2 分冊 65 頁〔クアルコム事件〕  
クアルコムは、クアルコム等が保有し又は保有することとなる CDMA 携帯無線通信に係る知的財産権について、国内端末等製造販売業者に対してその実施権等を一括して許諾する契約を締結するに当たり、国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権について**実施権等を無償で許諾することを余儀なくさせ**、かつ、国内端末等製造販売業者等がその保有し又は保有することとなる知的財産権に基づく**権利主張を行わない旨を約することを余儀なくさせている**ものであり、これは、国内端末等製造販売業者の事業活動を不当に拘束する条件を付けて、国内端末等製造販売業者と取引しているものであって、不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）の第 13 項(現第 12 項、筆者注)に該当し、独占禁止法第 19 条の規定に違反するものである。

「ライセンサーがライセンシーに対し、ライセンシーが所有し、又は取得することとなる全部又は一部の権利をライセンサー又はライセンサーの指定する事業者に対して行使しない義務<sup>59</sup>を課す行為は、ライセンサーの技術市場若しくは製品市場における有力な地位を強化することにつながることで、ライセンシーの権利行使が制限されることによってライセンシーの研究開発意欲を損ない、新たな技術の開発を阻害することにより、公正競争阻害性を有する場合には、不公正な取引方法に該当する（一般指定 12 項）。

ただし、実質的にみて、ライセンシーが開発した改良技術についてライセンサーに非独占的にライセンスをする義務が課されているにすぎない場合は、後記（9）の改良技術の非独占的ライセンス義務と同様、原則として不公正な取引方法に該当しない。」<sup>60</sup>

## (拘束条件付取引(一般指定 12 項)：肯定例、契約終了後の供給制限)

公取委勧告審決平成 7 年 10 月 13 日審決集 42 巻 163 頁〔旭電化工業事件〕  
旭電化は、エポキシ系可塑剤について、長春石油化学に対し、**ライセンス契約終了後における我が国向けの供給を制限**していたものであり、これは、ライセンス契約の相手方の事業活動を不当に拘束する条件を付けて、当該相手方と取引していたものであって、**不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）の第 13 項(現第 12 項、筆者注)に該当し、独占禁止法第 19 条の規定に違反するものである。**

<sup>59</sup> ライセンスする義務を含む。

<sup>60</sup> 非独占的ライセンスバックは、拘束条件付取引に当たらない。公正取引委員会「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」23 頁。 <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chitekizaisan.html>

(拘束条件付取引(一般指定 12 項)：否定例、契約終了後の類似商品生産販売禁止)

大阪地判平成 18 年 4 月 27 日判時 1958 号 155 頁 [メディプロローラー事件]<sup>61</sup>  
 原被告間の本件製造委託契約に基づき、被告の製造した 2 剤混合の用事調整型二酸化炭素含有粘性組成物継続的取引契約を締結するに当たり、上記ノウハウ(前記被告の試作品での失敗から得られた知識も含む。)や、その後の変更・改良の際に得られるノウハウを守るため、製造者である被告に対し、**契約終了後も、一定期間類似商品の製造販売を禁止**することは、合理性のあるものであって、独占禁止法 19 条所定の不公正な取引方法に関わる「相手方の事業活動を不当に拘束する条件」ということはできない。

(e)不当取引(独禁 2 条 9 項 6 号ホ)

公正競争阻害性

自由競争基盤の侵害

優越的地位の濫用(独禁 2 条 9 項 5 号)<sup>62</sup>

不当取引(独禁 2 条 9 項 6 号ホ)

取引の相手方の役員選任への不当干渉(一般指定 13 項)

**独占禁止法 2 条**

9 この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

**五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、**正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 継続して取引する相手方(新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。)に対して、当該**取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。**

ロ 継続して取引する相手方に対して、**自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。**

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の**受領を拒み、**取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に**引き取らせ、**取引の相手方に対して取引の**対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、**その他**取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。**

優越的地位の濫用

取引外商品・役務の販売

経済上の利益の提供

取引の相手方に対する不利益行為

**独占禁止法 2 条**

9 この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

**六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの**

**ホ 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。**

不当取引



<sup>61</sup> 期間の長短にもよるが、有期であれば拘束条件付取引に当たらない。

<sup>62</sup> 参考として、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律(令和 6 年法律第 58 号)。

不公正な取引方法 1 3 項 (取引の相手方の役員選任への不当干渉)  
 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、取引の相手方である会社に対し、当該会社の役員 (法第二条第三項の役員をいう。以下同じ。) の選任についてあらかじめ自己の指示に従わせ、又は自己の承認を受けさせること。

取引の相手方の役員への不当干渉

優越的地位の濫用については、一般指定 13 項ではなく、独占禁止法 2 条 9 項 5 号の適用が多数を占める。一度の行為によって課徴金納付命令の対象となる。

(優越的地位の濫用(独禁 2 条 9 項 5 号) : 肯定例、従業員派遣・協賛金・商品購入)

東京高判令和 3 年 3 月 3 日判時 2551 号 14 頁 [ラルズマート事件]  
 優越的地位の有無を判断するに当たっては、〔1〕行為者の市場における地位や、〔2〕当該取引の相手方の行為者に対する取引依存度、〔3〕当該取引の相手方にとっての取引先変更の可能性、〔4〕その他行為者と取引することの必要性、重要性を示す具体的な事実などを総合的に考慮するのが相当というべきである。なお、前記のように解することからすると、優越的地位は、企業規模が同程度の企業間においても該当し得るものといえる。

(優越的地位の濫用(独禁 2 条 9 項 5 号) : 肯定例、見切り販売禁止)

公取委排除措置命令平成 21 年 6 月 22 日審決集 56 卷第 2 分冊 6 頁 [セブン-イレブン・ジャパン事件]  
 セブン-イレブン・ジャパンのフランチャイズ・チェーンの加盟者が経営するコンビニエンスストアで廃棄された商品の原価相当額の全額が加盟者の負担となる仕組みの下で、推奨商品のうちデイリー商品に係る見切り販売を行おうとし、又は行っている加盟者に対し、見切り販売の取りやめを余儀なくさせ、もって、加盟者が自らの合理的な経営判断に基づいて廃棄に係るデイリー商品の原価相当額の負担を軽減する機会を失わせている。(TKC)

(優越的地位の濫用(独禁 2 条 9 項 5 号) : 否定例、チェーン店に関する評点アルゴリズム変更)

東京高判令和 6 年 1 月 19 日審決集 70 卷 575 頁 [食べログ事件]  
 第 1 審被告は、第 1 審原告との関係において独禁法上の優越的地位にあり、その地位を利用して本件変更等による取引の相手方に不利益となるように取引を実施したものであることが認められるが、本件変更等は「正常な商慣習に照らして不当に」行われたものであるとまでは認められない。

なお、製造委託等に関し、中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等を防止することによって、委託事業者の中小受託事業者に対する取引を公正にするとともに、中小受託事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的として取適法<sup>63</sup>が制定されている。

<sup>63</sup> 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(中小受託取引適正化法)、令和 7 年法律第 41 号による。旧下請法、下請代金支払遅延等防止法(昭和 31 年法律第 120 号)。

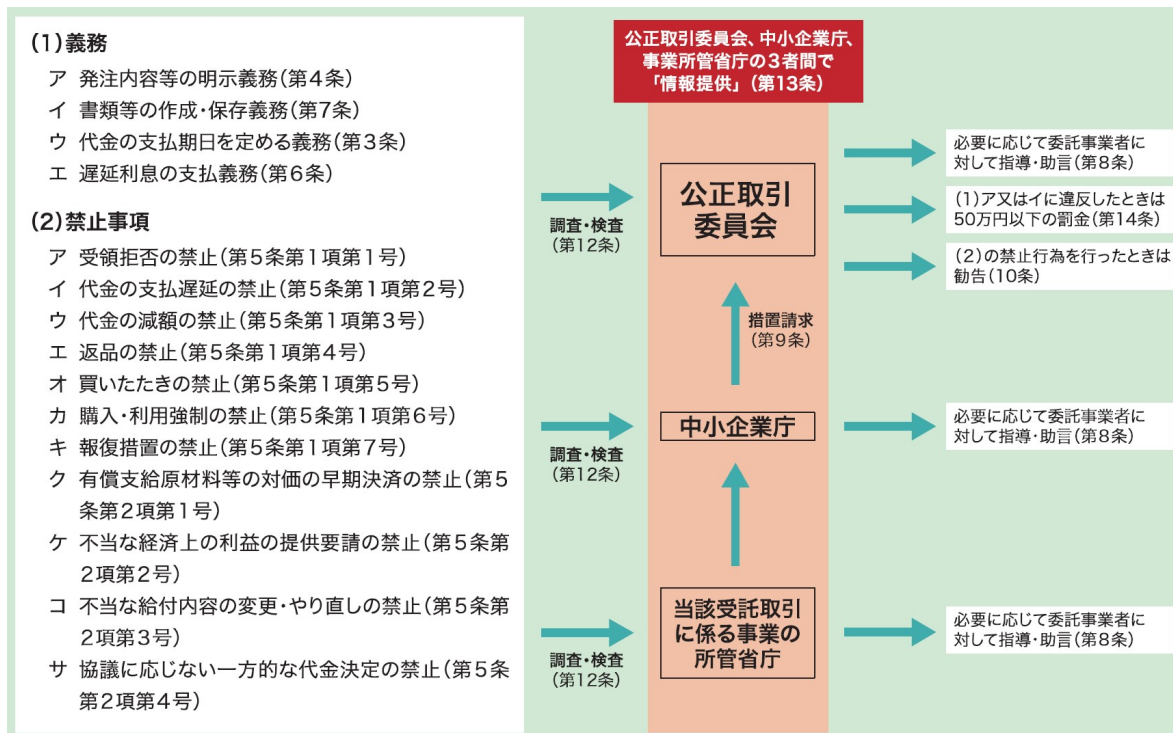


図3 委託事業者の義務・禁止事項等<sup>64</sup>

(f)取引妨害(独禁2条9項6号へ)

公正競争阻害性

競争手段の不公正

不公正な取引方法(独禁2条9項1号～5号)に対応なし。

取引妨害(独禁2条9項6号へ)

競争者に対する取引妨害(一般指定14項)

取引妨害

競争会社に対する内部干渉(一般指定15項)

内部干渉

独占禁止法2条

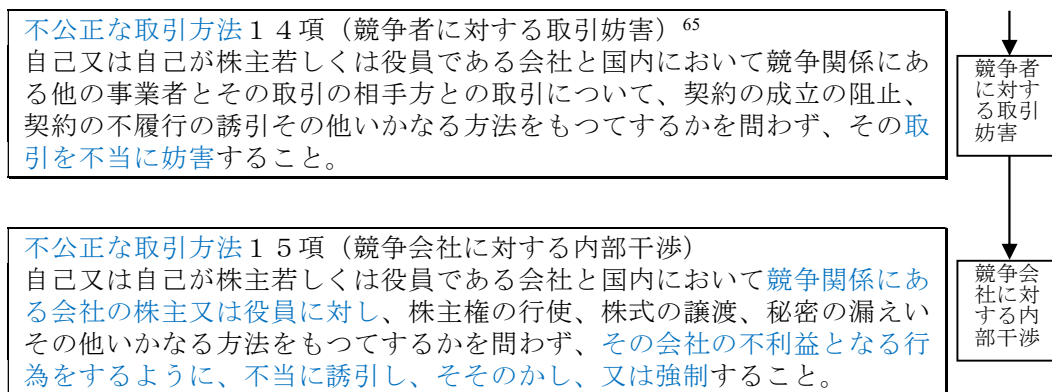
9 この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

へ 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、唆し、若しくは強制すること。

取引妨害

<sup>64</sup> 公正取引委員会「取適法ガイドブック」。https://www.jftc.go.jp/file/toriteki002.pdf



(競争者に対する取引妨害(一般指定 14 項) : 肯定例、著作物利用許諾)

公取委審判審決平成 21 年 2 月 16 日審決集 55 卷 500 頁〔第一興商事件〕  
 被審人は、平成 13 年 1 1 月末ころ、**エクシングの事業活動を徹底して攻撃していく方針を決定し、クラウン及び徳間の管理楽曲をエクシングに使用させないこととしたが**、この被審人の方針は、エクシングによるクラウン及び徳間の管理楽曲の継続使用を打ち切るべき正当な理由に基づくものではなく、専らエクシングを攻撃することのみを目的とするものである。また、被審人による本件違反行為は、**エクシングという特定の競争者のみを狙い撃ちにして徹底的に攻撃する方針の下、クラウン及び徳間の管理楽曲の使用承諾を拒絶**させており、業界でも異例の差別となっている。

(競争者に対する取引妨害(一般指定 14 項) : 肯定例、物理的妨害)

大阪高判平成 26 年 10 月 31 日判時 2249 号 38 頁〔神鉄タクシー事件〕  
 前認定のとおり、被告は、原告らから原告側タクシーが本件各タクシー待機場所に乗り入れることを予告されると、**原告側タクシーの乗り入れに組織的に抵抗**するとの方針を定め、実際にも、原告側タクシーによる初めての組織的な乗り入れがあった平成 23 年 4 月 1 8 日や、突然の乗り入れ再開であったことがうかがわれる(直前の予告があったことをうかがわせる証拠はない。)同年 5 月 1 7 日も含め、従業員を用いて、時には被告代表者が自ら出向き、延べ 4 日間にわたる原告側タクシーの乗り入れや北鈴蘭台駅前タクシー待機場所周辺での旅客の獲得の試みに対して組織的に抵抗している。その手段も、**待機場所に進入しようとした原告側タクシーの前に立ちはだからせたり、原告側タクシーの前に被告タクシーを割り込ませたりして、待機場所への進入や待機場所内で先頭車両となることを妨害したり、先頭車両となった原告側タクシーの扉の横に座り込ませたり、その前に立ちはだからせたりして、原告側タクシーが利用者を乗せて発進することを妨害した**というものである。

(競争者に対する取引妨害(一般指定 14 項) : 肯定例、入札前の添削)

公取委排除措置命令平成 30 年 6 月 14 日審決集 65 卷第 2 分冊 1 頁〔フジタ事件〕  
 ア **東北農政局の評価担当者は、別紙 1 記載の工事におけるフジタ東北支店の全ての技術提案について最高の評価を付与して別紙 1 記載の工事に係る工事技術評価委員会に出席した。**イ **フジタ東北支店は、前記(2)の行為により本件入札に係る取引を妨げ、別紙 1 記載の工事の技術評価点において全て 1 位となり、別紙 1 記載の工事のうち番号 2 及び番号 3 の工事並びに番号 4 及び番号 5 の工事はそれぞれ一括審査方式で発注されていたところ、別紙 1 記載の工事のうち番号 2 及び番号 5 の工事を落札し受注した。**

<sup>65</sup> 不正競争防止法における虚偽事実告知流布行為(不正競争 2 条 1 項 21 号)よりも広い概念である。

(競争者に対する取引妨害(一般指定 14 項) : 肯定例、保守用部品の供給)

公取委勧告審決平成 16 年 4 月 12 日審決集 51 卷 401 頁〔東急パーキングシステムズ事件〕  
 東急車輛が製造する二段方式及び多段方式の機械式駐車装置の保守業を営む他の独立系保守業者に対して、(1) 保守用部品につき、在庫を有し、遅滞なく出荷できるにもかかわらず、**出荷する時期を著しく遅らせる**  
 (2) 合理的理由なく、自社又は東急車輛製造(株)が保守契約を締結している駐車装置管理業者、所有者等向けの**販売価格を著しく上回る価格で販売し**、又は部品メーカー等に新たに製造販売を委託する場合の**最低発注可能数量を単位として販売する** ことにより、**独立系保守業者と同駐車装置の管理業者、所有者等との保守業務の取引を不当に妨害している。**(TKC)

(競争者に対する取引妨害(一般指定 14 項) : 肯定例、並行輸入の阻害)

公取委勧告審決平成 8 年 3 月 22 日審決集 42 卷 195 頁〔星商事事件〕  
 星商事は、平成 4 年秋ころ以降、**並行輸入品が希望小売価格を相当程度下回る価格で大量に販売**されるようになり、小売価格の維持、その他自己の営業活動等に影響を及ぼすおそれが生じてきたことから、並行輸入品対策について検討した結果、平成 5 年 3 月ころ、**並行輸入品が希望小売価格を相当程度下回る価格で大量に販売された場合には、当該並行輸入品について店頭調査を行い、当該製品に付された国番号により当該並行輸入品の輸出国を突き止めてヘレンド社に通報し、同社をして、ヘレンド製品を輸入販売業者に供給しないようにさせる旨の方針を決定した。**

(競争者に対する取引妨害(一般指定 14 項) : 肯定例、プラットフォーム間競争)

公取委排除措置命令平成 23 年 6 月 9 日審決集 58 卷第 1 分冊 189 頁〔ディー・エヌ・エー事件〕  
 ディー・エヌ・エーは、平成 22 年 7 月頃、**モバゲータウン**における売上額が多いなど、ソーシャルゲームの提供において有力な事業者であると判断して**選定したソーシャルゲーム提供事業者** (以下「**特定ソーシャルゲーム提供事業者**」という。) に対して、**GREE を通じて新たにソーシャルゲームを提供しないことを要請**していくこととし、特定ソーシャルゲーム提供事業者が GREE を通じて新たにソーシャルゲームを提供した場合には、当該特定ソーシャルゲーム提供事業者がモバゲータウンを通じて提供するソーシャルゲームのリンクをモバゲータウンのウェブサイトに掲載しないこととした。

## 7-5. 景品表示法

### 7-5-1. 概説

不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号)

景品表示法 1 条 (目的)  
 この法律は、商品及び役務の取引に関連する **不当な景品類及び表示** による顧客の誘引を防止するため、**一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止** について定めることにより、**一般消費者の利益を保護** することを目的とする。

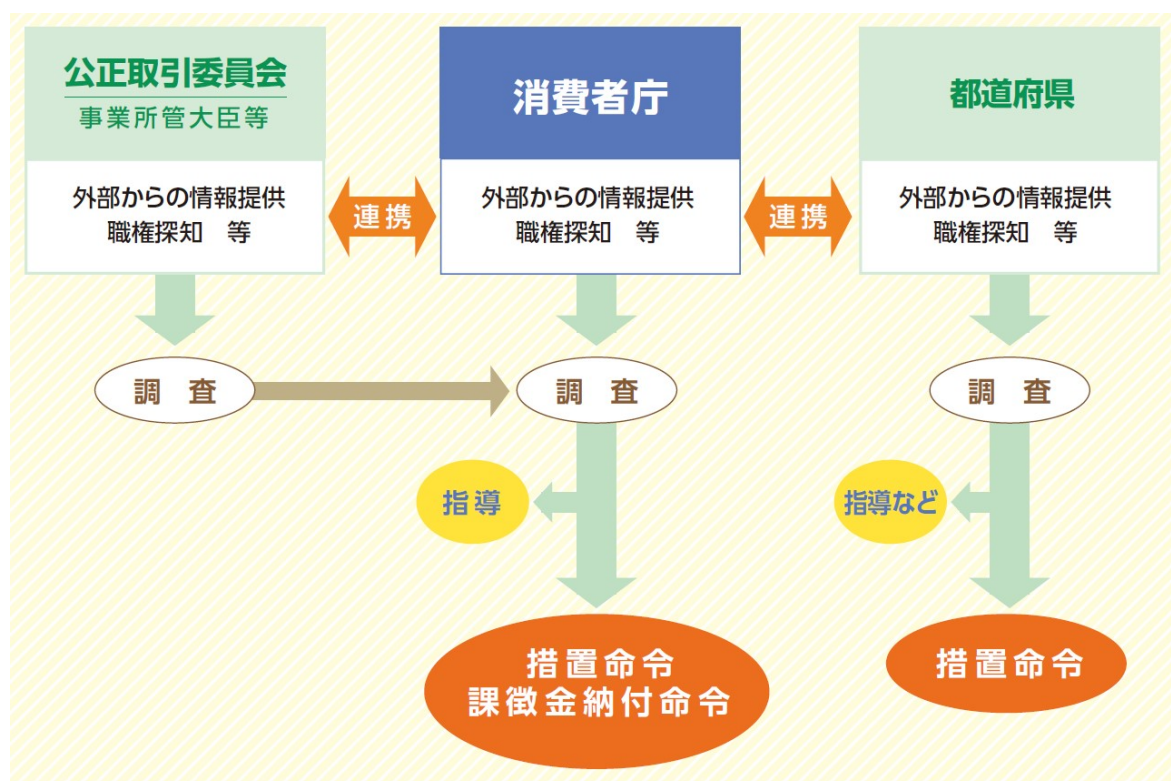


図 4 景品表示法違反の事件処理手続<sup>66</sup>

独占禁止法類似の行政規制を中心とする。平成 21 年の消費者庁の発足により、公正取引委員会から消費者庁へ移管された。行きすぎた景品類<sup>67</sup>と不当な表示を規制し、一般消費者の利益を保護する<sup>68</sup>。景品類の制限及び禁止(景表 4 条)は法務マターなので、以下では不当な表示の禁止(景表 5 条)のみを採り上げる。原産地等誤認惹起行為(不正

<sup>66</sup> 消費者庁「事例でわかる景品表示法」22 頁。消費者庁には消費者ホットライン、都道府県には消費生活センターが設置されている。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/pdf/fair\\_labeling\\_160801\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_160801_0001.pdf)

<sup>67</sup> 行きすぎた景品類は射幸心をあおるうえ競業他社を排除することにもつながる。

<sup>68</sup> 個々の消費者の権利利益を保護する法律ではない。最判昭和 53 年 3 月 14 日昭和 49 年(行ツ)第 99 号〔主婦連合会事件〕。

競争2条1項20号)と重なる部分もある。

<p>景品表示法4条(景品類<sup>69</sup>の制限及び禁止)                  内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項<sup>70</sup>を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。</p>	景品類
<p>景品表示法5条(不当な表示の禁止)                  事業者<sup>71</sup>は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示<sup>72</sup>をしてはならない。                  一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの                  二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの                  三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの</p>	不当表示
	優良誤認
	有利誤認
	その他誤認

優良誤認表示(景表5条1号)<sup>73</sup> 商品又は役務 不実証広告を含む。

有利誤認表示(景表5条2号) 取引条件

その他誤認表示(景表5条3号) 無果汁の清涼飲料水等 商品の原産国 消費者信用の融資費用 不動産のおとり広告 おとり広告<sup>74</sup> 有料老人ホーム ステルスマー

<sup>69</sup> 「景品類の価額は、景品類の提供に係る取引の価額の十分の二の金額(当該金額が二百円未満の場合にあつては、二百円)の範囲内であつて、正常な商慣習に照らして適当と認められる限度を超えてはならない。」「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(平成28年4月1日内閣府告示第123号)。

<sup>70</sup> PayPay株式会社による100億円キャンペーンについて、キャッシュバックは値引きと解されるので景品表示法による規制の対象外となる。ポイントカードやマイレージカードも同様である。ただし、キャッシュバックであっても抽選の場合は景品表示法による規制の対象となる。その場合、取引の価額の20倍の金額(その金額が10万円を超える場合にあつては、10万円)を超えてはならず、かつ取引の予定総額の2%を超えてはならない。「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(平成8年2月16日公正取引委員会告示第1号)。

<sup>71</sup> 独占禁止法における事業者と同義である。最判平成元年12月14日民集43巻12号2078頁〔都営芝浦と畜場事件〕。

<sup>72</sup> アフィリエイトサイトにおける不当表示について消費者庁措置命令令和4年4月27日消費者庁webサイト〔株式会社DYM事件〕。

<sup>73</sup> 読売新聞オンライン「プロイラーなのに『地鶏一筋』課徴金980万円」(2019年3月1日)。「プロイラーを使った一部商品についてメニューで『地鶏』と表示したとして、消費者庁は1日、居酒屋『塚田農場』などを展開するエー・ピーカンパニー(東京)に対し、景品表示法違反(優良誤認)で約980万円の課徴金納付を命じた。」<https://www.yomiuri.co.jp/national/20190301-OYT1T50250/>

<sup>74</sup> 読売新聞オンライン「スシローが『おとり広告』、カニやウニ品切れなのにCM続ける…消費者庁が再発防止命令」(2022年6月9日)「回転ずしチェーン『スシロー』を運営するあきんどスシロー(大阪府吹田市)が、テレビCMで宣伝していたカニやウニを提供しなかったとして、消費者庁は9日、同社に対し、景品表示法に基づき、再発防止を命じる措置命令を出した。大半の店舗で品切れになっていたの

ケティン<sup>75</sup>

### 7-5-2. 優良誤認

内閣総理大臣は、措置命令<sup>76</sup>に関し、事業者がした表示が優良誤認表示(景表5条1号)に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、その表示をした事業者に対し、期間を定めて<sup>77</sup>、その表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる<sup>78</sup>。この場合において、その事業者がその資料を提出しないときは、優良誤認表示(景表5条1号)に該当する表示とみなす(景表7条2項)<sup>79</sup>。これを不実証広告という。なお、内閣総理大臣は、政令で定めるものを除き、この法律による権限を消費者庁長官に委任する(景表38条)。

東京高判平成22年7月16日審決集57巻第2分冊152頁〔カクダイ事件〕  
本件各資料は、本件表示に係る各効果を客観的に実証するものではなく、**本件表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるということ**はできない。そうすると、本件表示は、景品表示法4条2項により、同条1項1号に該当する表示とみなされるから、被告は、原告に対し、景品表示法6条1項に基づき排除命令をすることができる。

に、宣伝を続けていたといい、同庁は『おとり広告』と判断した。』

<https://www.yomiuri.co.jp/economy/20220609-OYT1T50183/>

水産資源の不足が根底にあることとは別問題である。

<sup>75</sup> 「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示 事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められるもの」内閣府告示第19号令和5年3月28日。〔**広告**や**PR**〕といった表示が必要である。消費者庁確約計画令和7年9月19日消費者庁webサイト〔冷凍宅配食事件〕。

<sup>76</sup> 独占禁止法と同様のいわゆる確約手続を有する(景表2章6節 是正措置計画の認定等)。

<sup>77</sup> 15日以内(景表則7条2項)。実験結果等の証拠(エビデンス)を残しておく必要がある。

<sup>78</sup> 景品表示法はもともと独占禁止法の特別法であり公正取引委員会が運用していたのであるが、2009年に内閣府の外局として消費者庁が誕生したことともない、独占禁止法からは切り離して消費者庁へ移管されることになった。よって、景品表示法の運用のトップは内閣総理大臣ということになるが、実際の運用は消費者庁長官に委任される。特許法にも裁定による実施権のところでは経済産業大臣であるとか特許庁長官が登場する。なお、都道府県知事も景品表示法に基づく措置命令を発することができる。ちなみに、公正取引委員会も内閣府の外局の一つなので、独占禁止法の条文中に内閣総理大臣や公正取引委員会の委員長・委員が登場する。

<sup>79</sup> 景品表示法7条2項が表現の自由(憲21条1項)、職業選択の自由(憲22条1項)に反しないことについて最判令和4年3月8日判時2537号5頁〔サプリメント広告事件〕。「当該商品等の品質等を示す表示をする事業者は、その裏付けとなる合理的な根拠を有していなければならない」。



図 5 カクダイ事件<sup>80</sup>

東京高判平成 22 年 10 月 29 日審決集 57 巻第 2 分冊 162 頁〔タバクール事件〕<sup>81</sup>

景表法 4 条 2 項は、被告が事業者に対し当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を求め、事業者がこれを提出しない場合には、当該表示を同条 1 項 1 号に該当する表示とみなすという法的効果を与えることによって、被告が迅速、適正な審査を行い、速やかに処分を行うことを可能にして、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護するという景表法の目的（景表法 1 条）を達成するために設けられた規定である。



図 6 タバクール事件

<sup>80</sup> 「特許取得済」の表示あり。特許第 3468743 号(株式会社ナスカ)。錆止め塗料に係る発明であるが、令和 2 年 8 月 31 日満了。

<sup>81</sup> 関連する裁判例として東京高判平成 22 年 11 月 26 日審決集 57 巻第 2 分冊 181 頁〔ビタクール事件〕。商品において実施されている特許権が共通する。特許第 1865526 号。煙草の喫味及び成分調整剤に係る発明である。平成 21 年 7 月 28 日満了。消滅後の知的財産権に係る表示を継続して付すと虚偽表示に問われる可能性がある。

「著しく優良」(景表5条1号)

東京高判平成14年6月7日判タ1099号88頁〔クリアベール事件〕  
 ここにいう「著しく」とは、誇張・誇大の程度が社会一般に許容されている程度を超えていることを指しているものであり、誇張・誇大が社会一般に許容される程度を超えるものであるかどうかは、当該表示を誤認して顧客が誘引されるかどうかで判断され、その誤認がなければ顧客が誘引されることは通常ないであろうと認められる程度に達する誇大表示であれば「著しく優良であると一般消費者に誤認される」表示に当たると解される。そして、当該表示を誤認して顧客が誘引されるかどうかは、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などにより判断される。

室内での花粉対策は、クリアベールにおまかせ!

図7 クリアベール事件

東京高判平成22年10月29日審決集57巻第2分冊162頁〔タバクール事件〕  
 本件表示の意味内容は、本件商品は**たばこの煙に含まれるニコチンを化学変化によりビタミンに変えることができる**というものであり、これを認識しなければ顧客が誘引されることは通常ないと認められるのであるから、これを裏付ける合理的な根拠を示す資料がないにもかかわらず当該表示をすることは、社会一般に許容される誇張の程度を超えて商品の優良品性を示すものであり、本件表示は、「著しく優良であると示し」ている表示に該当するといふべきである。

ITmedia「タイガー「転倒してもこぼれないケトル」CMが景表法違反に こぼれる場合があるため」(2022年2月9日)<sup>82</sup>  
<https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2202/09/news159.html>  
 消費者庁と公正取引委員会は2月9日、タイガー魔法瓶のテレビCMとWebサイトで景品表示法に反する表示があったとして課徴金納付命令を出したと発表した。CMでは「もしものとき、熱湯がこぼれない」としていたが、こぼれる場合があったという。課徴金額は588万円。

<sup>82</sup> 消費者庁課徴金納付命令令和4年2月9日消費者庁webサイト〔タイガー魔法瓶事件〕。



図 8 タイガー魔法瓶事件

消費者庁措置命令令和 4 年 9 月 6 日消費者庁 web サイト [キリンビバレッジ株式会社事件]  
 表示内容  
 「厳選マスクメロン」、「Tropicana® REAL FRUIT EXPERIENCE まるごと果実感」、「100% MELON TASTE」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、**あたかも、本件商品の原材料の大部分がメロンの果汁であるかのように示す表示をしていた。**  
 実際  
 原材料の 98 パーセント程度はぶどう、りんご及びバナナの果汁を用いており、メロンの果汁は 2 パーセント程度しか用いていないものであった<sup>83</sup>。



図 9 キリンビバレッジ事件

<sup>83</sup> メロン果汁 2%でもってメロン味を実現したところに特徴があるのだろうか。

ITmedia「景表法違反のクレベリンは「やったもん勝ち」だったのか？ 売上200億円の大きな代償」(2023年5月26日)<sup>84</sup>  
<https://www.itmedia.co.jp/business/articles/2305/26/news048.html>  
 “空間除菌”を標するマーケティング手法を利用した販売が次第にSNSなどを中心に問題視されるようになり、2023年4月には消費者庁から景品表示法違反で約6億円にも上る課徴金が課されることとなった。同社の株価もコロナ禍の影響がピークとなった20年から暴落。当時1200億円ほどあった大幸薬品の時価総額は今では174億円程度にまで下落し、1000億円もの企業価値が失われた。

ブランド価値の棄損



図10 クレベリン事件

知財部は自社商品役務の広告やパッケージにも注意する必要があるだろう。

7-5-3. 有利誤認

「著しく有利」(景表5条2号)

東京高判平成16年10月19日判時1904号128頁〔ヤマダ対コジマ事件〕  
 本件各表示がこのように概括的・包括的内容のものであることからすると、本件各表示に接した消費者は、一般的に、これを価格の安さで知られる控訴人よりもさらに安く商品を売ろうとする被控訴人の企業姿勢の表明として認識するとどまるというべきである。また、一般消費者の中には、それよりもやや具体的な期待、例えば、被控訴人の店頭表示価格は同一商品に関する控訴人の店頭表示価格よりも安いという期待や、控訴人の店頭表示価格又は値引後価格が被控訴人のそれよりも安いときに、その旨を告げて被控訴人の店員と交渉すれば、控訴人の店頭表示価格又は値引後価格よりもさらに安い値引後価格を引き出せるという期待を抱く者の割合も少なくないと考えられる。  
 (ウ)しかし、そのような期待以上のもの、すなわち、控訴人が主張するように、被控訴人の店舗で販売される全ての商品についてその店頭表示価格が控訴人の店舗よりも必ず安いとか、被控訴人の値引後価格は必ず控訴人のそれよりも安くなるという確定的な認識を抱く者の数は、それほど多くないと考えられるのである。

否定例  
 他店対抗表示

<sup>84</sup> 消費者庁課徴金納付命令令和5年4月11日消費者庁webサイト〔クレベリン事件〕。

ITmedia「ジャパネットたかたに 5180 万円の課徴金 割引前の価格を不当に高く表示」(2020 年 12 月 23 日)<sup>85</sup>

<https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2012/23/news131.html>

消費者庁は 12 月 23 日、ジャパネットたかたが Web サイトなどで、エアコンの値引き前の価格を不当に高く表示することで、販売価格が割安であるかのように消費者に誤認させたとして、景品表示法に基づき同社に 5180 万円の課徴金を課したと発表した。(略)実際は 7 万 9800 円で販売した実績はなく、値引き後価格とした 5 万 7800 円が通常販売している価格だったため、不当な表示と消費者庁が判断した。

肯定例

二重価格表示

図 11 ジャパネットたかた事件

消費者庁措置命令令和 3 年 12 月 16 日消費者庁 web サイト〔石油製品販売事業者事件〕

表示内容

「レギュラー 129」、「ハイオク 139」及び「軽油 109」

実際

「表示内容」欄記載の価格は消費税を含まない価格であって、税込価格ではなかった。

肯定例

税抜価格表示



図 12 石油製品販売事業者事件

<sup>85</sup> 消費者庁課徴金納付命令令和 2 年 12 月 23 日消費者庁 web サイト〔ジャパネットたかた事件〕。

消費者庁措置命令令和4年3月3日消費者庁 web サイト〔セブンエー美容事件〕  
表示  
「顔・V I O含む全身脱毛62部位が月額1,409円」、「最短3カ月で脱毛完了」等  
実際  
3か月で62部位の脱毛が完了した場合であっても、本件役務の対価の総額は64,790円以上であった<sup>86</sup>。



図 13 セブンエー美容事件

不当な表示を行う者に対しては、消費者庁長官が措置命令を発することができる(景表7条)。また、不当な表示であることについて善意かつ相当の注意を怠った者でない場合を除き<sup>87</sup>、課徴金納付命令を発しなければならない(景表8条)。なお、消費者契約法<sup>88</sup>2条4項に規定される適格消費者団体は差止請求をすることができる(景表34条)。

消費者契約法2条(定義)  
4 この法律において「**適格消費者団体**」とは、**不特定かつ多数の消費者の利益のためにこの法律の規定による差止請求権を行使するのに必要な適格性を有する法人である消費者団体**(消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第八条の消費者団体をいう。以下同じ。)として第十三条の定めるところにより**内閣総理大臣の認定**を受けた者をいう。

<sup>86</sup> 1,409円は分割払いにおける1回当たりの支払金額であった。

<sup>87</sup> 三菱自動車工業株式会社による燃費不正により、同社より軽自動車のOEM供給を受けていた日産自動車株式会社に対して措置命令と課徴金納付命令が発せられた事案につき日産自動車が行政不服審査法に基づく審査請求を行ったところ、日産自動車株式会社は不当な表示であることについて善意かつ相当の注意を怠った者でないとして課徴金納付命令が取り消された(行政不服審査会平成30年度答申第47号・平成30年10月31日)。

<sup>88</sup> 消費者契約法(平成12年法律第61号)。

#### 7-5-4. その他誤認表示

##### 指定告示

- ①無果汁の清涼飲料水等についての表示  
昭和 48 年公正取引委員会告示第 4 号
- ②商品の原産国に関する不当な表示  
昭和 48 年公正取引委員会告示第 34 号
- ③消費者信用の融資費用に関する不当な表示  
昭和 55 年公正取引委員会告示第 13 号
- ④不動産のおとり広告に関する表示  
昭和 55 年公正取引委員会告示第 14 号
- ⑤おとり広告に関する表示  
昭和 57 年公正取引委員会告示第 13 号
- ⑥有料老人ホームに関する不当な表示  
平成 16 年公正取引委員会告示第 3 号
- ⑦ステルスマーケティング  
令和 5 年内閣府告示 13 号

##### 原産国告示(景表 5 条 3 号)

公取委排除命令昭和 43 年 8 月 29 日昭和 43 年(排)第 47 号〔ゴールドスター事件〕  
ゴールドスターは、前記「紳士バルキークールネックセーター」の織りネームに「Bentley ENGLAND」と標示して、**あたかも当該商品が英国製であるかのように表示**している。しかるに、ゴールドスターが販売しようとした「紳士バルキークールネックセーター」は、**東京都墨田区亀沢所在の東興メリヤス工業株式会社が製造したものであつて、英国製ではない。**

##### おとり広告告示(景表 5 条 3 号)

消費者庁措置命令令和 4 年 6 月 9 日消費者庁 web サイト〔スシロー事件〕  
表示  
「新物！濃厚うに包み 100 円（税込 110 円）」、「9 月 8 日（水）～9 月 20 日（月・祝）まで！売切御免！」等  
実際  
あきんどスシローは、本件料理①の材料であるうにの在庫が本件企画①の実施期間の途中に足りなくなる可能性があるとして判断したため、令和 3 年 9 月 13 日に、**同月 14 日から同月 17 日までの 4 日間は本件店舗における本件料理①の提供を停止することを決定**し、本件店舗の店長等に対しその旨周知し、その後、前記決定に基づき、**別表 1-1**「店舗名」欄記載の各店舗において、同表「終日提供されなかった日」欄記載の日に本件料理①を提供しなかった（注 1）。



図 14 スシロー事件

#### 7-5-5. 不正競争防止法との関係

不正競争防止法における原産地等誤認惹起行為(不正競争2条1項20号)、虚偽事実告知流布行為(同21号)、独占禁止法における不公正な取引方法(独禁19条)、景品表示法における不当表示(景表5条)は相互に重畳適用の可能性はある。

景品表示法の規制対象

不当景品類<sup>89</sup>

不当表示 <—> 原産地等誤認惹起行為(不正競争2条1項20号)

不正競争防止法2条(定義)

この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

二十 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくはその表示をして役務を提供する行為

<sup>89</sup> ZOZOTOWN 前澤友作社長によるツイート「僕個人から100名様に100万円を現金でプレゼントします」は景品表示法に違反しない。「この法律で『景品類』とは、顧客を誘引するための手段として、その方法が直接的であるか間接的であるかを問わず、くじの方法によるかどうかを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引(不動産に関する取引を含む。以下同じ。)に付随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であつて、内閣総理大臣が指定するものをいう。」(景表2条3項)

ただし、価格についての有利誤認表示(景表5条2号)は、原産地等誤認惹起行為(不正競争2条1項20号)の直接の対象とはされていない<sup>90</sup>。

前橋地判平成16年5月7日判時1904号139頁〔ヤマダ対コジマ事件〕  
本件各表示は、同一の商品について、**被告の販売価格を原告のそれよりも安くするという内容の表示**であって、かかる表示を見た一般消費者は、被告が同一の商品について原告の販売価格よりも安い価格で販売しようとしていると認識することはあっても、当該商品について被告が販売価格を安くすることによって、**そうしない場合と比較してその商品の内容について異なった印象を抱くことはあり得ない**から、本件各表示が商品の内容について誤認させるような表示に当たるとすることはできない。

不正競争20号

一方、景品表示法が規制するのは一般消費者に対する不当な表示であるが(景表5条各号)、原産地等誤認惹起行為(不正競争2条1項20号)にはそのような限定はない。また、不正競争防止法は事業者に限定されるとはいうものの差止請求権(不正競争3条)を規定しているのに対し、景品表示法は適格消費者団体を除いて差止請求権を認めていない(景表34条)。

東京高判平成16年10月19日判時1904号128頁〔ヤマダ対コジマ事件〕  
競争事業者との取引条件(本件では販売価格)の比較に関して法4条2号に該当する**不当表示**をすることは、**それ自体直ちに競争事業者に対する不法行為を構成するものではない**。なぜなら、**景品表示法の不当表示に対する規制は、公正な競争を確保することによって一般消費者の利益を保護することを目的としており、競争事業者の利益の保護を目的とするものではない**し、法4条の規定違反に関する判断は、不法行為の成否を認定するための前提問題に過ぎないからである。

景表5条

しかし、不当な表示(景表5条)をぎまんの顧客誘引(一般指定8項)と解すれば、私人による差止請求も可能となろう(独禁24条)。とはいえ、一般消費者による訴えの提起は依然ハードルが高いと思われる。

なお、虚偽事実告知流布行為(不正競争2条1項21号)は、競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為であるから、不当な表示(景表5条)やぎまんの顧客誘引(一般指定8項)には当たらない。一方、競争者に対する取引妨害(一般指定14項)に当たる可能性はある<sup>91</sup>。なお、競争者に対する取引妨害(一般指定14項)は、虚偽事実告知流布行為(不正競争2条1項21号)よりも広い範囲を有する。

#### 物理的妨害

大阪高判平成26年10月31日判時2249号38頁〔神鉄タクシー事件〕  
公道上のタクシー待機場所について、これを事実上専用してきたタクシー事業者が、**他のタクシー事業者による乗り入れを物理的に妨害**したことから、妨害されたタクシー事業者等による私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律24条の差止請求を認容した事例(TKC)

<sup>90</sup> なお、価格についての表示を品質についての表示と捉えることもできる。東京高判昭和53年5月23日刑月10巻4・5号857頁〔ベルギーダイヤ事件〕。

<sup>91</sup> 東京地判平成23年3月30日平成22年(ヨ)第20125号〔ドライアイス事件〕。

## 並行輸入

公取委勧告審決平成8年3月22日審決集42巻195頁〔星商事事件〕  
 星商事は、自己と国内において競争関係にある並行輸入品を取り扱う輸入販売業者とその取引の相手方である外国に所在するヘレンド社の総代理店等との取引を不当に妨害しているものであって、これは、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）の第15項（現第14項、筆者注）に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反するものである。

「並行輸入は一般に価格競争を促進する効果を有するものであり、したがって、価格を維持するためにこれを阻害する場合には独占禁止法上問題となる。」<sup>92</sup>

## 引き抜き行為

東京地判平成20年12月10日判時2035号70頁〔USEN対キャンシステム事件〕  
 業界1位の会社が、2位の会社の従業員を大量かつ一斉に引き抜いた上、2位の会社の顧客に対し差別対価（昭和57年公正取引委員会告示第15号「不公正な取引方法」3項）を提示して大量にその顧客を奪取した行為が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律2条5項及び3条（私的独占、筆者注）に違反するとともに、不法行為に当たるとして、20億円の損害賠償請求が認容された事例（TKC）

## その他

公取委排除措置命令平成23年6月9日審決集58巻第1分冊189頁〔DeNA対GREE事件〕  
 ディー・エヌ・イーは、平成22年7月頃、モバゲータウンにおける売上額が多いなど、ソーシャルゲームの提供において有力な事業者であると判断して選定したソーシャルゲーム提供事業者（以下「特定ソーシャルゲーム提供事業者」という。）に対して、GREEを通じて新たにソーシャルゲームを提供しないことを要請していくこととし、特定ソーシャルゲーム提供事業者がGREEを通じて新たにソーシャルゲームを提供した場合には、当該特定ソーシャルゲーム提供事業者がモバゲータウンを通じて提供するソーシャルゲームのリンクをモバゲータウンのウェブサイトに掲載しないこととした。（競争者に対する取引妨害（一般指定14項）、筆者注）

比較広告<sup>93</sup>については、原産地等誤認惹起行為（不正競争2条1項20号）、虚偽事実告知流布行為（不正競争2条1項21号）、不当な表示（景表5条）、ぎまんの顧客誘引（一般指定8項）に当たる可能性がある。

知財高判平成18年10月18日平成17年（ネ）第10059号〔キシリトール事件〕  
 「一般的なキシリトールガムに比べ、約5倍の再石灰化効果を実現。」との表示は、その根拠である実験が合理性を欠くものといわざるを得ないため、「虚偽の事実」というべきものであり、また、品質を誤認させるべきものであるとされた事例（不正競争2条1項21号、筆者注）

<sup>92</sup> 公正取引委員会「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」40頁。

[https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/ryutsutorihiki\\_files/ryutsutorihikigl\\_2017.pdf](https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/ryutsutorihiki_files/ryutsutorihikigl_2017.pdf)

<sup>93</sup> 参考として、消費者庁「比較広告に関する景品表示法上の考え方」（2016年）。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/guideline/pdf/100121premiums\\_37.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/guideline/pdf/100121premiums_37.pdf)

また、おとり広告が、虚偽の事実の陳述・流布と一体不可分の関係にあるとされる場合もある。

名古屋地判平成5年1月29日判時1482号148頁〔ピアノ百貨店事件〕  
あたかも新品で瑕疵のないヤマハピアノを一般取引条件よりも大幅に値引きして販売するとの趣旨の広告をしているのであるから、右の広告は、前記の意味におけるおとり広告に当たり、かつ、被告の店舗における虚偽の事実の陳述・流布と一体不可分の関係にあるといえることができるので、不正競争防止法一条一項六号の行為に当たるといえるべきである。



